

平成25年度

第6回大分県教育委員会 会議録

日 時 平成25年6月14日（金）
開会13時45分 閉会17時14分

場 所 教育委員室

平成25年度 第6回大分県教育委員会

【議 事】

1 議 案

- 第1号議案 教育職員免許状に関する規則の一部改正について
- 第2号議案 平成25年第2回定例県議会案に対する教育委員会の意見について
- 第3号議案 大分県先哲叢書編さん審議会委員の委嘱等について

2 報 告

- ①いじめ解決支援チームの活動状況
- ②平成25年度夏の節電対策について
- ③国庫負担金支払事務の誤りについて
- ④教職員の非違行為について

3 教育委員会討議

- ①改革の一層の推進について
(教員採用試験等に係る贈収賄事件から5年を経て)

4 民間人校長との意見交換

5 その他

【内 容】

1 出席者

委 員	委員長	岩 崎 哲 朗
	委員長職務代理	松 田 順 子
	委員	波多野 順 代
	委員	麻 生 益 直
	委員	林 浩 昭
	教育長	野 中 信 孝

欠席委員なし

事務局	教育次長	河 野 盛 次
	教育次長	宮 脇 和 仁
	教育次長	別 木 達 彦
	教育改革・企画課長	佐 野 壽 則
	教育人事課長	藤 本 哲 弘
	教育財務課長	竹 野 泰 弘
	福利課長	大 石 尚 志
	義務教育課長	後 藤 榮 一
	生徒指導推進室長	江 藤 義 義
	特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	高校教育課長	高 畑 一 郎
	社会教育課長	法 雲 淳
	人権・同和教育課課長補佐	田 仲 英一郎
	文化課長	佐 藤 英 一
	体育保健課長	蓑 田 智 通
	全国高校総体推進局長	荒 川 孝 二
	教育改革・企画課総務企画監	秋 吉 一 徳
	教育改革・企画課主査	釘 宮 隆 之

2 傍聴人

20 名

開会・点呼

(岩崎委員長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
ただいまから、平成25年度第6回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(岩崎委員長)

本日の会議録の署名委員でございますが、麻生委員にお願いしたいと思っております。

会期の決定

(岩崎委員長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりであります。
会議の終了は16時55分を予定しています。
よろしく申し上げます。

(岩崎委員長)

議事に入る前に私から一言申し上げます。
本日で、教員採用試験等に係わる贈収賄事件から5年経過したことに
つきまして、教育委員会としてのメッセージを述べたいと思っております。
大分県教育委員会は、この間、二度とこのような事件を起こさないよう、
試験制度の抜本的な見直しを始めとする教育改革を実施し、権限と責任が
明確で透明性の高い教育行政システムの確立に全力を挙げてきました。
また、子どもたちの学力・体力の向上といった教育の本来の使命を果たし、
県民からの期待に応えられるよう、全市町村教育委員会や学校長、教職員、
PTA団体等と課題認識の共有を図るとともに、学力向上支援教員や指導教諭の
配置など教職員の指導力向上のための取組を進めてきました。
さらに、昨年度からは、学校が具体的な目標のもと組織的に取り組むこと
により、学校の組織力を活用した持続的・発展的な取組が行われるよう、
「芯の通った学校組織」の構築を進めています。
現在、徐々に成果は表れ始めていますが、学力・体力ともに未だ全国平均
を下回っており、また、いじめの問題をはじめ学校を取り巻く課題

は多く、取組は道半ばです。

大分県教育委員会は、県民の教育への信頼を失墜させたこの事件の重大さを今一度真摯に受け止め、将来にわたって決して風化させないよう、そして子どもたちが日々達成感を感じながらその力をしっかり伸ばせるよう、引き続き、しつこく果敢に改革を進めていきます。

平成25年6月14日、大分県教育委員会

今日は、教育改革の一層の推進に向けて教育委員会討議及び民間人校長との意見交換会を行いますのでよろしくお願いします。

議 事

(岩崎委員長)

では議案の審議に移ります。本日の議案は3件です。

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

第3号議案は人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは第3号議案の1件は、非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事、報告等を行い、その後非公開による議事を行いますので、よろしくお願いします。

【議 案】

第1号議案 教育職員免許状に関する規則の一部改正について

(岩崎委員長)

それでは、第1号議案「教職員免許状に関する規則の一部改正について」提案を求めます。

(野中教育長)

第1号議案「教育職員免許状に関する規則の一部改正について」ご説明いたします。

第1号議案の2ページの改正の概要をご覧ください。

教育職員免許状の取得について、県教育委員会規則として定めている「教育職員免許状に関する規則」を、文部科学省令である「教育職員免許法施行法施行規則」の規定に合せ、規定の整備を行うため改正するものであります。

内容につきましては、担当課長が説明しますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

(藤本教育人事課長)

「教育職員免許状に関する規則の一部改正」の内容についてご説明申し上げます。

議案書の2ページの改正の概要の「1 制度の概要」と「2 改正の理由」をご覧ください。

教育職員免許法施行法は、昭和24年5月に公布された法律で、旧国民学校令等により授与された教員免許状を有する者についての特例や、学校教育法施行前の規定による学校の卒業者等に対する免許状の授与を主な目的としたものです。

この教育職員免許法施行法第2条第1項の表に定める要件に該当する者は、申請により、人物・実務・学力・身体に関する教育職員検定を受けることで同表中に定める免許種の免許状の授与を受けることができます。しかしながら、その授与できる中学校免許、高等学校免許の教科については、同法第2条第2項で、「都道府県教育委員会規則で規定すること」となっており、大分県においても「教育職員免許状に関する規則」第8条第2項で教科を規定しております。

そして、都道府県教育委員会規則で規定され、授与される教科については、この免許法施行法施行規則第2条第1項の表で定める基準に従って定めることとされております。

今回、免許法施行法施行規則第2条第1項の表の規定に合わせ教育職員免許状に関する規則の規定整備のために改正を行うものです。

次に、具体的な内容についてご説明します。

「2改正の内容」をご覧ください。

教育職員免許状に関する規則第8条第1項及び第2項の「そのつど認定する」の「つど」部分のかな表記を漢字表記に改正します。

また、同条第2項の表第7の2号・第7の3号の第3欄、高等学校教員免許状の場合の「上欄に同じ。」の表記を削除します。

また、同表第20号の第2欄、中学校教員免許状の場合の「『技術』

又は」の部分を削除します。

この改正により、「教育職員免許状に関する規則」第8条が「免許法施行法施行規則」第2条第1項の規定と合うこととなります。

ご審議の程よろしく申し上げます。

(岩崎委員長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方は申し上げます。

(岩崎委員長)

国の規定に合わせた改正ということによろしいですね。

それでは、ただ今、提案のありました第1号議案の承認について、お諮りいたします。第1号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

第1号議案については、提案どおり承認します。

第2号議案 平成25年第2回定例県議会案に対する教育委員会の意見について

(岩崎委員長)

それでは、第2号議案「平成25年第2回定例県議会案に対する教育委員会の意見について」提案を求めます。

(野中教育長)

第2号議案「平成25年第2回定例県議会案に対する教育委員会の意見について」ご説明いたします。

第2号議案の3ページをお開きください。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、知事から、6月18日に開会します大分県議会第2回定例会に提出予定の議案のうち、中程の議案名にありますように、教育委員会関係分として、「大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について」など4議案につきまして意見を求められましたので、2ページの案のとおり回答することについて提案させていた

だきます。

各議案の内容等につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

(藤本教育人事課長)

第73号議案「職員等の旅費に関する条例の一部改正」につきまして、ご説明いたします。別冊資料の2ページをお開きください。

船員法の一部改正に伴い、国及び各県との均衡を図るため、国家公務員等の旅費に関する法律と同様に、その責により免職した船員である職員に送還のための旅費を支給した場合、当該支給した旅費の償還を請求するとの規定を新たに加えるものです。

改正前は、本人に責めがない場合に、雇入港等へ送還若しくは旅費の支払い義務があったものを改正後は、本人に責めがある場合も、送還もしくは旅費の支払いが義務づけがされ、本人に責めがある理由の場合は、費用等を本人に求めるというものです。

詳細につきましては、議案書の4ページ、条例の一部改正(案)をご覧ください。

先ほど説明した内容を新たに第33条第2項として付け加えるものです。

対象となる職員は、津久見高等学校海洋科学学校の船員です。

続きまして、第83号議案「大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正」につきまして、ご説明いたします。議案書5ページをお開きください。

平成25年5月1日付けで行った学校基本調査の結果、児童・生徒数が変わったこと等に伴い、県立学校職員及び市町村立学校県費負担教職員の定数が変動したので改正を行うものでございます。

県立学校職員については、3,758人から3,715人に、市町村立学校県費負担教職員については7,537人から7,450人に、それぞれ変更するものでございます。

続きまして、第1号報告「平成24年度大分県一般会計補正予算(第6号)」について、教育委員会所管分をご説明します。

今回の補正は、別冊資料11ページに記載しておりますが、第10款「教育費」は、平成24年度の教職員等教育関係職員の退職手当が確定したことなどによるものです。

詳細につきましては、議案書の7ページに記載しておりますので、ご覧ください。

この表は、平成24年度の退職手当の状況をまとめたものです。

今回確定した退職者数の内訳は、真ん中の列の「所要額(B)」欄の「人数」の一番下「合計」の欄にありますとおり、定年退職242人、勸奨退職150人、自己都合による退職41人のあわせて433人

となっています。これは、当初の見込みを17人上回ることとなります。

これにより、今回の補正額は、一番右側の列の「補正額(B)－(A)」の「合計」欄にありますとおり、3億1,413万8千円の減額となります。

最後に、第1号諮問「退職手当支給制限処分に対する審査請求に関する諮問」についてご説明いたします。

別冊資料の13ページをお開きください。

本件は、本委員会が懲戒免職とした佐伯市立(上入津)小学校教諭(曾我部尚人)に対して平成23年11月25日付けで行った「一般の退職手当等の全部を支給しない」こととする「退職手当支給制限処分」を、同人が不服として、地方自治法の規定に基づき、知事に対して審査請求を行いました。同法に「地方公共団体の長は、審査請求があったときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない」と規定されていることから、今回の定例会において諮問されることとなったものです。

この処分の対象となった非違行為は、「審査請求人が、酒気帯び状態で乗用車を運転し、さらに信号停車中の乗用車に追突し、相手方の運転手に対して頸椎捻挫等の傷害を与えた。また、交通事故を起こしたことを、直ちに最寄りの警察署に報告しなかった。」というものです。

なお、本委員会は、「本審査請求は棄却されるべきである。」とする弁明書を、平成24年11月21日に知事宛て提出しています。

(岩崎委員長)

何か質問・ご意見等はありませんか。

(質疑、意見なし)

(岩崎委員長)

それでは、ただ今、提案のありました第2号議案の承認について、お諮りいたします。第2号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

第2号議案については、提案どおり承認します。

【報 告】

①いじめ解決支援チームの活動状況

(岩崎委員長)

それでは、報告第1号「いじめ解決支援チームの活動状況」について報告をしてください。

(江藤生徒指導推進室長)

それでは、4月4日に発足しました「いじめ解決支援チーム」のこれまでの活動状況について、報告します。

項目1にありますように、支援チームは元少年鑑別所の所長や児童相談所の所長を経験されてきました2名の方をお願いしまして、それぞれ原則週1日、生徒指導推進室にて非常勤で勤務していただいております。

これまでの活動日数及び時間数ですが、項目2にありますようにそれぞれ10日、約70時間ずつとなっております。今のところ、当室に相談があって、その日のうちに直ぐに来て欲しいというような緊急の事案は出ておりませんので、2人の勤務日に合わせて派遣しております。

それでは、これまでの支援活動内容ですが、項目3に掲載しております。対応しましたものにはいじめでないものも含まれておりますが、お二人の支援員のこれまでの経験からのアドバイスがいただけたらということで相談にのっているものもございます。

さて、派遣申請が生徒指導推進室に行われ、学校(等)に出向いて解決支援を行ったものが高校で3件、学校長ないしは教頭等(又は保護者)が当室に来て相談対応をしたものが高校3件、小学校1件の合計4件、全体で7件となっております。

それぞれの具体的な内容につきましては、関係者に対する解決支援への支障、プライバシーの関係から申し上げを控えさせていただきますが、学校に行って支援したものについては、主に学校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、担任等との協議ですが、いじめを受けた被害生徒、加害生徒本人やその保護者とも面談をしているものもございます。

主な対応と申しますか支援、アドバイスの内容ですが、被害生徒、保護者に対する支援の助言は当然のこととして、加害生徒、保護者に対して指導方針を明確にすること、再発防止に向けた指導のあり方、反省を深めるためのロールレタリング等の指導、スクールサポーターや市の福祉相談員との連携を図るよう促しながら生徒の見守り体制の助言等を行っております。

ここには記載しておりませんが、派遣して数日後に校長からお話を伺いますと、学校内ではない外部の方からの指導・助言をいただけたことで、学校としての指導の方向性や方針が明確となり、面談した教員等が自信を持って指導に当たれるようになった、というような感謝の言葉が寄せられました。

次に、その他の活動状況ですが、(3)に記載されております教育事務所や警察署、市教委等にも出向き、情報収集、情報交換等を行っております。また、(4)にありますように、協議会や研修会等の出席や講義、5月16日に学校に配布しました「いじめ対応マニュアル」の監修等にもお力添えいただいております。

(岩崎委員長)

何か質問・ご意見等はありませんか。

(松田職務代理)

支援員の方々の年齢は何歳ですか。

(江藤生徒指導推進室長)

60歳と65歳の方々です。

(松田職務代理)

高校と小学校しかないというのは、スクールカウンセラーの配置の影響もあるのではないですか。高校は13校、14校の配置ですか。

(江藤生徒指導推進室長)

高校は24校に配置しております。

(松田職務代理)

確か、中学校は全校配置でしたね。そういうスクールカウンセラーの配置がないところから相談が来ているということは、スクールカウンセラーも大事ということですね。学校長や教頭、指導主任等との協議ということでしたが、養護教諭などのその他の関係者も必要に応じて協議していく方がよいのではないですか。

(江藤生徒指導推進室長)

もちろん、必要に応じて養護教諭やその他の関係者とも協議をしております。先ほど説明しましたように、被害生徒や加害生徒とも面談をしております。

(松田職務代理)

生徒から話を聞くのに授業中ということは問題がありますから、聞く側の時間とかについては、放課後にするとか配慮する必要がありますね。

(江藤生徒指導推進室長)

面談については、授業中でない時間帯で行っていると聞いております。

(松田職務代理)

放課後等の時間帯に面談するためには、支援員の方の勤務時間についても考えていく必要がありますね。派遣する時間等については、学校と協議をしていますか。

(江藤生徒指導推進室長)

学校とは、関係先生方が集まれる時間帯に訪問ができるよう相談して決めております。

(松田職務代理)

そう考えると支援員の方の勤務時間を考える必要がありますね。

(江藤生徒指導推進室長)

確かに、そのことは今後考える必要がある問題かもしれません。ただ、今のところ説明いたしました、緊急に来て欲しいという要請はありません。

(岩崎委員長)

実際に学校に行って支援した時の対応状況がわからないので、実態をいづれ報告してください。

②平成25年度夏の節電対策について

(岩崎委員長)

次に、報告第2号「平成25年度夏の節電対策」について報告をしてください。

(佐野教育改革・企画課長)

本年度夏の節電対策についてご報告いたします。

昨年度は、九電から、厳しい数値目標を示されておりましたが、本年度は、国民生活経済活動等への影響を極力回避した無理のない形で節電を行ってほしいと要請がきております。そういう中で期間は、7月1日(月)～9月30日(月)です。取組といたしましては総量抑制対策及びピークカット対策の両面で節電に取り組んでいくということになっております。昨年は、それに加えて、数値目標を設けていましたが、本年度は数値目標を設けないということでございます。具体的な取組でございしますが(1)から(7)までございます。

(1) 空調

- ・ 運転時間を7時間15分に。
ただし、室温の状況をみて適宜対応
(運転時間) 9:00～12:00 12:45～17:00
(7時間15分)

- ・ 冷房運転方法の見直し
- ・ 扇風機の使用
- ・ うちわなどの活用

(2) 照明

- ・ 廊下など共通部分の消灯
- ・ 執務室内の部分消灯(晴天時の窓際消灯)
- ・ 昼休みの一斉消灯

(3) エレベータ

- ・ 停止台数 各館常時1基停止(計3基停止)
- ・ 職員は階段利用

(4) OA機器

- ・ モニターの輝度調整(△20%)とスリープモード
(モニター1分本体5分)の徹底

(5) 執務室内電気機器

- ・ 冷蔵庫の限定使用(各階1～2台)
- ・ 電気ポット・コーヒーマーカー等の使用休止
- ・ 待機電力のカット(主電源のオフ)

(6) 超勤の縮減

- ・ 定時退庁の励行
- ・ 事務事業の見直し

(7) その他

- ・ 緑のカーテンと打ち水
- ・ 「めじろんシャツ」「車いすマラソンのロゴ入りシャツ」「おんせん県おおいたポロシャツ」「北部九州総体のロゴ入りポロシャツ」など、施策に関連した簡易な服装(クールビズ)での勤務

なお、昨年度は、昼休みを13時から14時に変更いたしましたが、本年度は行わないこととしております。その他「地方庁舎の取組」「その他の取組」を合わせまして、できる限りの取組を行っていきたいと考えております。以上でございます。

(岩崎委員長)

何か質問・ご意見等はありませんか。

(松田職務代理)

執務室の窓は開けられますか。

(佐野教育改革・企画課長)

窓は随時開けながら執務をおこなっております。

(岩崎委員長)

学校関係で何かありますか。

(佐野教育改革・企画課長)

その他の取組のところですが、県立学校で太陽光発電のための「屋根貸し」を行っております。

(林委員)

県立学校では冷暖房が入っていると思いますが、学校で環境教育とか、その一環として節電に取り組むとか、もっとやらなければいけないと思いますが、学校の電気の使い方など、どのくらい生徒は、積極的に取り組んでいますか。

(佐野教育改革・企画課長)

節電に関して言いますと、昨年度は社会全体が節電の意識が高く、生徒会等々も積極的に節電の活動を行いました。本年度もその取組を継続しているところであります。

また、夏休み期間中は、自主学习教室を集約することにより冷房を使う部屋を圧縮するなど節電の意識を持って取り組んでおります。

(松田職務代理)

環境教育をするには、先生方も見本になるよう意識をしていただきたいと思います。

③国庫負担金支払事務の誤りについて

(岩崎委員長)

次に、報告第3号「国庫負担金支払事務の誤り」について報告をしてください。

(竹野教育財務課長)

教育財務課において、法定受託事務として公立学校の施設整備に係る国庫負担金の支出事務を行っていますが、平成24年度の支払において、本来平成25年度に支払うべきもので、予定になかった他市からの請求に基づき支払ったため、国庫負担金の残高に不足が生じ、本来支払うべき日田市への支払が年度内にできなくなりました。

支払未済額は、1億8,387万千円です。

現在文部科学省と支払について鋭意協議を進めていますが、大分県教育委員会としては、早急に国庫負担金の支払いがなされるよう、引き続き調整を進めてまいります。

今後の再発防止に向けた対策としましては、複数によるチェックを既に行っており、他県の例も参考にしながら、二度とこのような誤りがないようなシステムを築いていきたいと考えています。

(岩崎委員長)

ただいま説明のありました報告について、質疑・意見等のある方はお願いします。

(麻生委員)

予定のなかった市に支払ったということですが、その市から問い合わせなどはなかったのですか。

(竹野教育財務課長)

これは中津市の中学校改築の事業で、全額繰越の予定であったのですが、中津市は、業者に前払として支払っていたこともあって、概算払の請求をしてきました。

県としては断ればよかったのですが、その時には気がつきませんでした。

中津市は、調整ができたのだろうと思っていたと思われます。

(麻生委員)

中津市に返してくださいといえよかったですのではないですか。

(竹野教育財務課長)

25年度に支払分を24年度に支払ったので、その分は25年度には支払いません。

(麻生委員)

予定のなかった中津市への支払分を返してもらい、それを日田市に払うのが普通の考え方だと思います。

(竹野教育財務課長)

国庫負担金の支払手続きは国のシステムで運用していますが、誤りに気付いたのが4月30日で、国のシステムが利用できなくなっており、それができなかったのです。

もう少し前であれば、支払分を返してもらいなり、国から追加で多く

もらうことが可能でした。

(松田職務代理)

事務の厳しい見直しと、国からお金がおりないということがないように最善の措置をしてください。

(麻生委員)

個人の負担の大きいところは複数を入れて行うことが必要と思うが、この事務は何人でやっていたのですか。

(竹野教育財務課長)

一人でやっていました。班総括はいますが、ひとつひとつの確認までは行っていませんでした。

(岩崎委員長)

市町村からの請求を早めにしてもらうことは指導できるのですか。
また、複数でチェックをしていながら、こういうことが起こったことについて、どういう問題があるのですか。

(竹野教育財務課長)

支払時期についてですが、請求を前にあげてもらうことは可能です。
今後そういった形でやっていきたいと考えています。
日田市への支払は、日田市からの請求が遅れたので4月末の支払とするようにしていました。
日田市からの請求が遅れたことについて、そのことに大きな過失があったとは考えていません。
複数によるチェックを始めたのはこの事件が発生したあとからです。

(林委員)

文部科学省と協議を進めているということですが、支払の目途はいつごろになりますか。

(河野教育次長)

学校施設に係る事務は極めて専門的な事務であり、それが十分できるような体制を他県の状況も調査しながら、構築していきます。
今後の時期的なものについては、はっきりとはわかりませんが、できるだけ早く支払ってもらえるよう、文部科学省と協議していきます。

(野中教育長)

支出事務について全般をしっかりと見直していきたいと考えています。

(岩崎委員長)

今後こういったミスが起きないようにしてください。

④教職員の非違行為について

(岩崎委員長)

次に、報告第4号「教職員の非違行為」について報告をしてください。

(藤本教育人事課長)

平成25年6月3日(月)、午後4時30分頃、中津市の県立学校の男性教諭(56歳)が、酒気帯び運転で検挙されるという不祥事が起こりました。

今回の事案は、同教諭が病気休職中であり、一人で九重連山扇ヶ鼻に登山した際、山頂にて350mlの缶ビールを1本飲み、下山し、そのまま帰宅途中に、安心院町にて、一旦停止義務違反で宇佐警察署の警察官に停止を求められた際、呼気1リットルあたり0.17mgのアルコールが検知され、酒気帯び運転で検挙されたというものであります。

県をあげて教育再生に向け、現場教職員と一体となって取り組んでいる中、また、先日のスクールセクハラ事件に係り、全県の学校に不祥事根絶の取組を指示している中で、このような不祥事が発生したことは、教員としての自覚が足りない、判断が甘いと言わざるを得ません。誠に残念の極みであります。

県教委といたしましては、6月4日(火)16時、緊急県立学校長及び教育事務所長会議を開催し、全教職員に対して、綱紀粛正について強く指導することや、病気休職者等に対して面談等を行い、休職中であっても「教育公務員」であることを認識させ、サービス管理の徹底を図ることを指示しました。

今後、同教諭に対しましては、事実関係を確認した上で厳正に対処してまいります。

(岩崎委員長)

何か質問・ご意見等はありませんか。

(麻生委員)

その他病気休職中の職員に対して指導するように緊急で行ったのは県立学校長・教育事務所長会議ということですが、義務制の方々に対してはどの程度徹底しているのですか。

(藤本教育人事課長)

教育事務所長の方からそれぞれ管内の教育長に今回の事件の概要と併せてこの通知の内容で再度徹底を図るようということで市町村に於いては校長会を開催するなどして徹底を図っています。

(麻生委員)

間違いなくそれについては実施していると見てよろしいですね。どうしてもこうした問題が起きるとということ自体が信用失墜に大きくつながっていくわけですから十分徹底してください。

(岩崎委員長)

大分県教育委員会としてはスピード違反については重い懲戒処分を下しており、酒気帯び運転についても厳しい処分を行っているが、この処分量定が現場サイドに伝わっているのですか。

(藤本教育人事課長)

処分については処分基準を大分県教育委員会で定めておきまして、酒気帯び運転の場合は停職、事故を起こした場合は免職、検挙された場合にも免職または停職と重い処分内容を明らかにしていますので、通常の服務研修の中でも管理職の方から徹底するようにと伝えてあります。また、具体的事例を提示しながら研修するようにも通知しております。

(岩崎委員長)

研修は1年に1回は行うのですか。

(藤本教育人事課長)

年に4回です。学校で研修を行うように通知しています。

(麻生委員)

2年前ぐらいに各市町村をまわった時に各校長に危機管理はどのようにしているか聞き取り調査を行いました。教育委員は学校現場に頻繁には行けないので、校長が「研修を行っている」と言ってもこのような事件が起これば研修していることにはなりません。県教委から教育事務所長や校長に再度危機管理を徹底するように働きかけてもらいたいです。

(波多野委員)

年4回の研修で何をテーマに行うかを決めるのは難しいです。各研修の内容の把握をどこかの課で行っているのですか。

(藤本教育人事課長)

研修の対象の人数、時間、内容については報告をするように県立、小・中学校全てで行わせています。平成22年に服務研修テキストを作成し、各学校に研修を行わせています。今年度も事例を追加して研修をするようお願いした矢先の今回の事件でありました。

(林委員)

確認ですが、休職の他に休暇の人にも指導しないと行けないのですか。休職等の等とはどういう意味ですか。

(藤本教育人事課長)

学校に常にいる人に対してのお願いでした。専従休職や産前産後休暇や育児休業、部活動の外部指導者も含めてのお願いです。

(岩崎委員長)

学校の信頼が失われないように研修を行わせてください。

【教育委員会討議】

(岩崎委員長)

それでは教育委員会討議に移ります。討議に入る前に事務局から「5年間の教育改革の取組状況」について報告してください。

(河野教育次長)

教育改革の一層の推進について、まず、これまでの教育改革の流れとその目指すところについて説明いたします。私のほうからこれまでの概要と佐野課長のほうから今の方針を一度整理をして説明いたします。

お手元の資料の1ページをお開きください。

平成20年度以降からの教育改革を示しております。どうして教育改革が必要なのか、をもう一度整理してみますと、平成20年に起きました贈収賄事件、これは、我々は繰り返してはならない。といった内容でございます。それを振り返ってみますと、1. 教員採用を巡る問題、2. 管理職の校長・教頭への任用を巡る問題、3. 教職員の人事異動を巡る問題の3つの内容であるかと思えます。その結果として県民の皆様方の信頼を失墜したという事実であります。これに関しまして、すべての教育関係者に対し恕せにできない課題を突きつけたものと受け止めております。こういった改革をめぐるしましては、これは県教委の問題ではない

かとか、これは学校側がもうちょっとがんばってほしい等様々な議論がありますが、これは、現場と教育委員会すべての関係者が一致団結して信頼回復に取り組んでいかないといけないのだと思っております。

次に信頼回復の取り組みということで、そこで教育改革ということが出てまいります。何をおいても一番最初にしなければいけないことは教育行政システムの改革、再発防止策です。二度とこういうことが起きないようにシステムの改革が一番最初に求められた内容で、あとは、失った信頼、これを取り戻すためには、学力、体力、教育本来のそういった教育の実を上げる、つまり子どもの挑戦や自己実現を支える学校教育の推進とそのため環境整備が必須であると考えております。

事件後、教育行政改革PTがまとめた「調査結果報告書」における改革・改善策に沿って、平成20年度から22年度までの3年をかけて、再発防止策、まず教育行政システムの改革に取り組みました。資料の平成20年のところにありますように、県教委組織の改正を行った上で、教員採用試験や教頭・校長採用試験の徹底した見直し、新たな人事評価制度の導入と各種試験への全面活用、人事管理システムの導入、学校支援センターの設置などを行ってまいりました。公正公平透明の基礎をこの一年間で作ってきたと考えております。それ以降は、いろいろな内容の見直しを含めて深化をして改善を進めてきたという内容です。

併せて、資料の下段、学力・体力向上の取組では、1時間完結型事業の徹底・板書の構造化や学力向上支援教員制度の導入などの学力向上対策事業、学力向上ステップアップ事業、体育専科教員制度を導入した体力パワーアップ向上事業などに取り組んでまいりました。

また、新しい価値の発見ということで、平成21年度からは意識改革を促すための広域異動の推進、民間人校長の配置や主幹教諭などの新しい職の導入を進めてまいりました。

そうした改革を引き続き進めながら、平成23年度には、改革の徹底と深化ということで、職員団体との関係の適正化を目指し、法令遵守を徹底した交渉の見直し、在籍専従の見直し、また、人材育成と学校長のリーダーシップを促す施策として、全県的な教育水準の維持向上・意識改革のための広域異動の一層の推進を行うとともに、年数・希望にとらわれない「適材適所の人事」の推進、人事評価結果の人事異動への全面活用、長らく義務制の学校で人事異動の際の基本的なものとなっていた「勤務拠点」という考え方の廃止などを行いました。そして新たに人事に対する考え方を作りあげました。

さらに、平成24年度には、「学校の組織的課題解決力の向上について」の提言を受けて定めました「目標達成に向けて組織的に取り組む『芯の通った学校組織』」推進プランに基づき、校長のリーダーシップの下、具体的で検証可能な目標を立て、ミドルリーダーたる主幹教諭や主要主任等が効果的に機能することにより、すべての教職員が目標達成に向け

て組織的に取り組む学校組織の構築を目指すこととしており、平成24年度を第1フェーズとして表記の制度改正等を行った上で、第2フェーズである平成25年度を実践・研修・指導の期間として取り組んでいるところであります。

いずれにしましても、目指すところは子どもの夢をはぐくむ教育県大分の創造、ここの原点にかえって教育改革を取組んでいきたいと思いません。以上取り組みの説明でした。

「芯の通った学校組織」推進プランの取組の詳細については担当課長の方から説明いたします。

(佐野教育改革・企画課長)

私の方からは、芯の通った学校組織の構築及びその進捗状況についてご説明いたします。

説明資料の芯の通った学校組織の構築をご覧ください。

この資料は「芯の通った学校組織」の構築(学校マネジメントの充実)について一枚にまとめたものです。

「現状および課題」についてですが、先ほど河野次長が申し上げたとおり、大分県では、平成20年の不祥事以来、二度とこのような事件を起こさないよう、採用試験や人事制度、組織の改革など、権限と責任が明確で透明性の高い教育行政システムの確立のため徹底的な改革を進めてまいりました。

その上で、学力・体力の向上など教育の本来の使命を果たせるよう、教員の指導力向上等を進め、徐々に成果は表れてきてはいますが、未だ学力・体力は全国平均を下回っており、また、いじめなど学校を取り巻く課題も多いという状況です。

このため、目標達成に向けて組織的に取り組むことにより、学校が組織力を活用して持続的・発展的な取組を行えるよう「学校改革」を進めているところです。「学校改革」の方向性を端的に表現したのが「芯の通った学校組織」です。

その下にあります「求める学校像」というところにありますとおり、「芯の通った学校組織」というのは、校長のリーダーシップの下、具体的に検証可能な目標を立て、ミドルリーダーたる主幹教諭や主要主任等が効果的に機能することにより、全ての教職員が目標達成に向けて組織的に取り組む学校組織のことを指しております。

これを、右側の下にありますとおり、平成26年度末までの2年半の間、「3つのフェーズで重点的に推進すること」としております。

左側下の枠の中に具体的な取組状況を記載しておりますが、それを具体的にまとめたものが2ページから3ページの資料でございます。

2ページをご覧ください。

まず第1フェーズに当たる昨年度は、趣旨の周知と制度の整備を図っ

てまいりました。

県教育委員会におきましては、市町村教育長会議や県・市町村教育委員会指導主事研修会などにおいて、趣旨の周知を図るとともに、「大分っ子学力・体力県民フォーラム」や「教育だよりおおいた」等を活用して保護者やPTAへの広報にも努めてまいりました。

制度の整備については、目標達成に向けた組織的な取組を進めるためには、目標の明確化と検証可能な指標の設定、学校の目標と教職員の目標が連動していることが必要であることから、「学校評価の手引き」と「教職員評価システム実施手引き」をそれぞれ昨年度の1月と2月に改訂しております。また、基盤となる学校運営体制の構築のため、県立学校管理規則を改正した上で、運営委員会を中心とした学校運営、法令に則った職員会議の役割の明確化等を内容とする「学校運営の適正化に関する通知」を発出しました。また、主任手当に関する職員団体への文書による要請を行った上で、「主任等の任命や主任手当の趣旨の徹底に関する指導通知」を昨年度3月に発出しております。

学校、特に小中学校の学校改革を進める上においては、市町村教育委員会との緊密な連携が不可欠です。そこで昨年度、市町村教育委員会には「芯の通った学校組織」の構築に係るプラン・計画の作成・提出を求めています。これが市町村学力向上アクションプラン、市町村体力向上アクションプラン、市町村学校組織力向上計画、先進的・先導的取組の4つで、いずれも、目標達成に向けた組織的な取組を進めることを内容としており、これに伴って県教育委員会は、学力向上支援教員、習熟度別少人数指導教員、主幹教諭等の人的支援を市町村教育委員会に行っています。

また、市町村教育委員会においては、これらのアクションプランや計画等を踏まえて「学校評価の手引き」や「教職員評価システムの手引き」の周知、学校管理規則の改正が行われています。ここまでが昨年度、第1フェーズの取組です。

右のページをご覧ください。第2フェーズに当たる平成25年度の取組についてまとめたものです。第2フェーズは「実践、研修、指導」をテーマとしています。

学校改革を行うには何より学校での実践が重要です。学校に求めている実践内容は3つです。一つ目が「新しい学校評価や教職員評価の実施」、二つ目が「運営委員会を中枢として主任等が機能する学校運営体制の確立」、そして、三つ目がこれらに基づき「目標達成に向けた組織的な学力・体力向上等の実施」を行うことです。

本年度が始まってまだ3ヶ月足らずですが、5月末時点における学校の変化についてご紹介致します。まず、7割の学校においては、検証可能な達成指標が設定されています。次のページをご覧ください。4ページ目は別府市のある小学校、5ページ目は玖珠町のある小学校の事例で

す。どちらも大変いい事例ということで紹介させていただきます。このポイントは、達成指標や取組指標という具体的で検証可能な指標が設定されているということです。これまで学校の目標は抽象的で漠然としているものが多く、宣言的なものが多かったのですが、別府の小学校の例で言いますと、達成指標の欄の一番上にありますように「次年度の大分県学力定着状況調査で平均正答率を5%向上する」と目標値を掲げたり、取組指標の欄の上から二つ目にありますように、「担任が、毎日、自主学习等の内容指導を行う」、その下の「学年毎の互見授業を、学期に1回以上行う」といった、誰がどれくらいの頻度で取り組むかといったことを数値を入れて検証可能な形にしていくよう取組を進めています。このことによって、はじめて取組を振り返って改善を具体的にを行うことができると考えています。

重点目標、達成指標、重点的取組、取組指標、の4つを「学校評価の4点セット」と呼んでいますが、これらが定着するよう、市町村教育委員会や学校に指導しているところです。

これがひとつ目の変化です。

資料の3ページに戻っていただきまして、学校の変化の二つ目が「全ての学校が運営委員会を設置」です。運営委員会は、校長、教頭と主幹教諭や主要主任で構成される組織です。

三つ目が「9割以上の学校で、主任等が中心となった学校運営組織図を作成」するです。この二点に係る資料が6ページです。これは豊後高田市のある中学校の例です。これまでの大分県の小中学校の学校運営組織図の多くは、職員会議が運営組織図の中心に位置付けられるとともに、主任の教員とそれ以外の教員が混然一体となって書き込まれていました。これに対し、本年度のこの豊後高田市の中学校の図においては、運営委員会が校長の横に書き込まれ、これが中心となっています。また、主幹教諭、生徒指導主事、教務主任、進路指導主事、研究主任といった主要主任が特出しされ、名前も明記された上で、これら主要主任等各分掌を取りまとめるという形が明白になっています。こういった運営組織図が本年度からほとんどの学校で作成されています。

3ページにお戻りください。本年度から教育事務所が年3回学校訪問を行って学校への指導・支援を行っています。学校訪問を通じた教育事務所の今の時点の捉えとしては、「学校の目標はかなり具体化されている」、「運営委員会は週一回開催されている学校が多く、効率的な学校運営が行えるようになったという声も聞く」といったものです。

次に県教育委員会としての現状と課題の捉えです。現状、学校評価や運営委員会など、「芯の通った学校組織」の「形」というのは、ある程度整いつつあるのではないかと考えています。今後は、学校評価に書かれている取組が実践されとともに、短期のPDCAで改善されているか、運営委員会を通じて主任等がミドルリーダーとしての役割をしっかりと果

たす学校運営となっているか、など、「芯の通った学校組織」の「形」の理解を深めながら、学力・体力向上など子どもの力の向上につながる実効的な取組が進められていくことが必要であると考えています。

そのような実効的な取組を推進するための県教育委員会、市町村教育委員会における取組が、ページ下段の「研修・指導」です。

まず「研修」ですが、教育センターにおける研修にマネジメントの要素を大幅に取り入れ、平成24年度には35%だったマネジメント要素を平成25年度には80%まで高めております。また、これからの取組になりますが、各種会議等における好事例の共有のため、リレー式授業改善協議会や「一校一実践」連絡協議会などの会議の開催、教育庁キャラバンによる学校との直接対話、教育庁チャンネル等広報媒体を活用した共有、事例集の作成といった取組を進めていきたいと考えています。

次に「指導」ですが、各教育事務所の機能を強化するため、本年度から各教育事務所に「学校改革担当指導主事」1名を追加配置しております。教育事務所は、年間3回学校訪問を行い、直接指導する予定としており、これによりフェース・トゥ・フェースで「芯の通った学校組織」の具体的な定着を進めたいと思っています。

7ページをご覧ください。「芯の通った学校組織」構築のエッセンスをまとめたものがこの「観点20」です。教育事務所においては、校長や主要主任と協議する中で、この「観点20」について、確認・指導・支援を行うこととしています。なお、先ほど事例を紹介しました学校評価の4点セット、学校運営組織図については、1番と17番の観点に当たります。3ページに戻っていただきまして教育委員会の中でも差もありますし、教育事務所間でも差もありますので毎月初めに、本庁と教育事務所会議を開催し、学校の状況等を本庁と6事務所間で共有をしている状況でございます。それから学校に入る学校改革担当指導主事の教育を徹底して学校訪問が効果的になるように考えております。

今後、学校の状況をしっかり把握しながら、「芯の通った学校組織」の構築を進めていきまして、冒頭、委員長が言われましたように子どもたちが日々達成感を感じながらその力をしっかり伸ばせるように、引き続き、しつこく果敢に取組をしていきたいと考えております。

(岩崎委員長)

ただいまから討議に入りたいと思います。これまでの5年間の取組状況をまとめていただきました。何か、質疑・意見等のある方はお願いします。

(岩崎委員長)

今我々が今後取り組んでいくとして、今ご説明があったような改革を実際に企画し、そして取り組んでいただいているということでござい

す。これから我々が、どういった方向性でやっていかなければならないか、今後の強化、やっていくことが、先程、皆さんと協議をしましたプリント（委員長コメント）を公表させてもらったわけですが、委員の皆さんに5年を振り返って発言していただきたいと思っております。

それでは、波多野委員からお願いします。

（波多野委員）

最初はマイナスからの出発であったのが、3年間経て、何とか体制を取り戻そうと努力をして、平成23年24年にかけて、いよいよこれから具体的にどういう取組をしていくのか、はっきりと出して一生懸命やってきたなというのが実感としてはありますが、ただ現場の声を聞きますと、教育委員会は一生懸命やっているんだけど現場の先生方の受け止め方は様々で、良くなったという声がある一方で、息苦しく感じるという意見も出ております。先程、委員長が言われました「あきらめることなくしつこく取り組んでいかないといけない」と改めて感じさせられました。大きな事件を機に教育委員も非常に危機感を持って会議に臨んできたし、みんな本気で取り組んできたな、と改めて感じています。

（麻生委員）

平成20年のときに6月14日の時点では、波多野委員が委員長、私は7月から、委員長をさせていただきました。

それから5年がたったわけですが、いろいろあった中で、教育改革には二つあって、教育行政システムの改革、現場の環境整備という大きく2つにわかれている、そのうちのひとつ、システムの改革については、最初の三年間というのは、とにかく起きてはいけない事態が起きたので、その信頼を回復するためには、最高の厳しい徹底した管理をしなければいけないという意識の下で、教育採用試験のやり方などにしても、ベクトルを一番右側にもっていくぐらいの厳しい制度を作り上げたという私には感じております。これからは、制度の見直しを日々行っていく必要があると思います。

「教師たるもの恩師と言われるべき」が私の持論でして、そういった先生になっていただきたいという思いから、先生というものの自覚をもう一度先生方自身にはもっていただきたい。そのためには研修その他の取組により、ただ制度だけを見直すだけではなくて、人格を含めてしっかりと指導していくべきではないかと感じております。

この制度が進むにつれて教職員団体との交渉を凍とした態度でできるようになったのではないかと感じております。

我々は子どもたちのための教育制度をつくっているわけでありまして、そのなかで生活を守るために職員団体があるわけですが、学校制度

についての取組については、やはり教育委員会のほうでやっていくべきではないか、という姿勢はしっかりと持って、また我々もそういう気持で取組みたいと思います。

我々も校長会などいろいろな方と面談してきましたが、現場の声を聞きながら、まだまだ足りない部分をお互いが理解できれば一番いいと思います。昨年からはじめた「芯の通った学校組織」推進プラン、まとまりつつあるなど感じます。先生方は指導者ですから、きちりとしたリードがあれば、きちとした答えをだしてくれる先生方ばかりです。それが今まで徹底してなかったのが今回、きちとした制度で、より充実した指導ができれば大分県はすばらしい教育県になるのではないかと思います。これからも皆さんとともに頑張りたいと思っております。

(林委員)

採用試験に対する思いですけれども、二度とこういうことが起きてはいけない。麻生委員が言われたように、ベクトルを一番右にというところは、私は、それを変えるべきではないと思います。いろいろなことがあるかもしれませんが、公平公正な試験を目指す。今若い人の倍率が下がっているという議論はありますが、そういう中で頑張って勉強すればいい点数を取れば通るのだというところに公正が保たれていることが大事で、私は、ベクトルはまだ変えるべきではないと思います。

人事異動についても広域人事異動は確かに大変だとは思いますが。しかし広域人事異動で求められ違う地域にいった先生から聞くと「いろんな地域に行って、いろんな人と出会うことで自分自身が大きくなった」と感じていただいている意見はたくさん聞いております。そういういい面を大事にしていきたいと思っております。

民間人校長を入れるということで、いろんな民間の厳しい状況から、大分県の教育界に入ってくれた民間人校長たちが一生懸命頑張ってくれているということも私たちも見ていきたいと思っております。大事なことは民間人校長がいるときだけ学校が変わったのでは困るわけで、それによって大分県教育界全体がどう変わったか、という議論をしていかなければいけない。私たちも民間人校長と一緒に、結果あるいは改革がどうなっているかを見ていかなければいけないと思っております。

人事評価制度について、相対評価を導入することに大きな反発があったと聞いてますが、評価も何年か積み重なってくると、それなりに本人に対する評価が深まっているでしょうし、何人かの評価も見られるので、それによって、たとえば昇任試験、人事異動が行われるようになってより適材適所が進むのではないのでしょうか。いろいろ反発もあるかもしれませんが一度決めた議論ですので、変えることなく果敢にしつこく取組んでいきたいと私も思っております。

(松田職務代理)

私が教育委員として入った当初は混乱の中で、それまで外から見ていたので、外から見た大分県の教育委員会の印象を持って入ってきました。

その当時からずっと国で言われている教育改革制度の中で、教育委員会を見直せというのがあるのですが、それに関しては、こういう事件をプラスにして、大分県が先端をきって改革をやっているなというのが私の実感です。

「点から面へ」と言っていた時も、実践している学校を訪問した際に「『点から面』というのは我々が取り組む小さなところからの反省や評価だという意味だとわかる。けどもっと大きいところがわからないんですよ」という現場の先生の声を聞きましたが、今回出されました「芯の通った学校組織」、これを見て教育改革のめざすところ、子どもの夢をはぐくむ教育県大分の創造というテーマについて、実は私たちが教育行政のシステム、環境設備などの教育改革をやっているということは、これらすべて子どもの夢をはぐくむためのものであるということであり、今年度出された「芯の通った学校組織」推進プランによる改革を見ると、取り組むべき内容が明らかで、現場の先生方は非常にわかりやすい方針が示されているので取り組みやすいことから、一生懸命やっているようにあります。

特に教員の人材育成でみますと、欧米の高校生は、学校教育を受けながら自分の夢を実現できる確立、希望あるいは意欲が80%近いのに対し、ユネスコの調査では日本の高校生は20%台でした。もっと学校教育の中で夢をはぐくみ、それが実現できる様な支援が少し学校教育においても足りないのではないかと感じております。

体力、学力の向上ははっきり芯が見えました。ただ教育の中では知・徳・体という三本柱、学校マネジメント充実の中で学力・体力向上、豊かな心の育成というのが学校運営の中でとても大切なことだと思っております。

(野中教育長)

20年の6月に起きた事件でやらなくてはいけないことがどこまでできているか、改めてみるとかなりのことをやってきたなと感じております。定着させるのが大変だったという感じがするのです。

この資料の二つにわけている教育改革の上の部分、採用試験、汚職事件、これは二度と起こしてはいけないことから考えられる手だてをすべて考えた上で実施した人事に関しては、もはやおかしなことが起こる体制ではないなと思っております。

しかし決して油断してはいけないと今でも思います。非常に厳格で厳しい試験になっておりますから、それはそれで充分なように見えるかもしれませんが、平成20年のこの事件で試験制度について失われた信頼

を、ほんとうに確実なものにするためには、まだ5年じゃ足りないんだなと感じております。

併せて、こんな平成20年に明らかになったような人事行政をしているところの教育はどうか、というところがあったと思うのです。それが資料の下の方の取組です。これについても学力向上のためのすぐれた取組をする一方で、人材育成の方針を出し、「芯の通った学校組織」のプランを作るという形で次から次に前に進めていっています。ちょっと息苦しいというか改革ばかりやるなという声もあるようですが、今はまだ坂道を登っている最中だと私は思います。休めばずると後退してしまう。前に前に。学力向上も、教育行政システムも含めて、前に前に進めていきたいと思っております。

(岩崎委員長)

皆さまからご感想を聞かせていただくということで、この討議を終わらせていただきたいと思います。

(岩崎委員長)

最後に私のほうからこれまでの感想を述べさせていただきます。

麻生委員長を中心に教育委員会が全力を挙げて不祥事は二度と起きないように、再発防止に全力をあげて取組んでいたと聞いております。

先程、当時の麻生委員長の話ですと、改革を右側に振りすぎたのではないかという意見があるくらいに、教育委員会としての裁量をほとんどなくしております。これがいいのかどうか。これは、先程の言葉でいう「改革の徹底と深化」というところの中で、今後見直していく必要があるところについては、考えていくべき事柄ではないかと考えております。

先程職員団体との関係の徹底化というお話もございました。職員団体の関係といたしましては、教育委員会の目的、学校の目的というのは、子どもの自己実現というのを我々がやっていくということでございますので、この点については教職員団体の方々も学校の先生方も市町村教育委員会、県の教育委員会みなさん同じだろうと思っております。そういった目標が同一であるところを考えれば、いろんな団体の方々、現場とは、充分連携してやっていける、やっていかなければ実効性があがらないのではないかと考えております。

これに対しましては、PTAや学校現場だけでなくご家庭の協力そして児童生徒、地域全体をまきこんだ学力向上、体力向上に関する取組が必要でないかと思っております。

マネジメントにつきましては、現在「芯の通った学校組織」の推進ということをやっておりますし、管理職の方々を中心として全体の改革を推進できるような体制を今後ますます取り組んでいっていただきたいと思います。

(岩崎委員長)

それでは10分程度休憩にします。
再開は、16時00分からです。

(岩崎委員長)

それでは「民間人校長先生方との意見交換会」を行います。本日は、
大分市立 荏隈小学校 山崎校長
別府市立 西小学校 石川校長
杵築市立 杵築中学校 森山校長先生の
3名に参加していただき「芯の通った学校組織の構築」というテーマ
で意見交換を行いたいと思います。

(岩崎委員長)

今日は「芯の通った学校組織の構築」をテーマにして、民間人校長の
みなさんから様々なご意見をいただこうと思います。
自己紹介を兼ねてご発言をお願いします。

(山崎校長)

3年間石井小学校で今年から荏隈小学校で勤務しています。
「芯の通った学校組織」はマネジメントする側からするとやり易くなり
ました。
しかしながら、基盤となるものが学校には欠けています。それは良好
な職員間のコミュニケーション。働いている人たちが、仕事に情熱を持
って生き生きとしていなければ組織は活性化していかない。
課題は、生徒に接する以外の仕事をどうするかであり、仕事の取捨選
択が必要だと思っています。

(石川校長)

今まで民間でいう課長、係長が学校にはいなかったが、ミッションを
任された主任の配置など形はできました。
あとは組織が機能していくことができるかが課題だと思います。
校長を中心にモチベーションマネジメント、つまり人を動かしていく
力が試されています。
教職員が自己実現の場として、自分達で達成感を味わえるような学校
にしていきたいです。すべては子供達のために、学校は自分達で作って
いるんだという気持ちで取り組まないといけないです。

(森山校長)

毎日がチャレンジでやりがいがあり充実しています。

学校組織の中で縦と横を意識して仕事をしています。
民間と学校で組織の基本的なあり方は変わりません。教員のモチベーションが大事で、信頼関係がないと仕事がうまくいきません。

(岩崎委員長)

今の発言に関して何か質問等あればお願いします。

(林委員)

教員の情熱だが、企業では昇進や特許取得等があります。学校現場ではモチベーションを上げるのに何が足りないのでしょうか。

(石川校長)

本質的な違いはありません。民間であればモチベーションが上がらなければ昇進が止まってしまうところが明確な違いです。

(麻生委員)

我々はあまり現場を知りません。

休職中の酒気帯び運転やスクールセクハラなどの不祥事が発生したり、メンタル休職も多い状況を管理職の皆さんから見てどう思いますか。

(山崎校長)

教員は一人一人が自分で解決しようとする。チームで解決しようとするのが大事です。

自分が属する組織に対するロイヤリティについて、教員がどう思っているのかわからないことがある。自分の学校のことを「うちは」と言わずに第三人称で「ここは」と他人事のように、よその学校のように話することが不思議に思えます。

(岩崎委員長)

組織は民間と学校で変わらないということだが、学校運営を今まで鍋ぶた式だったものを組織的対応ができるように変えようとしている。

もう少し組織の帰属意識について発言をお願いします。

(石川校長)

説明が少し足りなかったが、モチベーションマネジメント、つまり如何に人を動かしていくかという面では民間と同じということです。

(森山校長)

モチベーションマネジメントはそのとおりです。民間の時とやり方は変えていません。違ったのはルールと人。

教育委員会とか学校に対するロイヤルティは低いです。

(石川校長)

人事評価もそうですが、より頑張った者が報われる仕組みがあればいいです。

(森山校長)

民間は収益を上げて会社に貢献すれば給料が上がります。学校現場でどう処遇すべきか考えていますが一番難しいところだと思います。

(山崎校長)

昨年も言ったが、職級が少なすぎでしょう。教員は何も問題がなければ4号級アップする。そこを変えるといいのではないのでしょうか。

(松田職務代理)

教育委員からバックアップできるもっと必要なことは何でしょうか。効果の出やすい組織作りができ、分掌等も整理ができてきています。もっと良くなるにはどうすればいいのでしょうか。

(山崎校長)

やらなくていい会議、報告書の作成、研究会、出張など見直しを行い、生産性を上げていくことが重要です。

(石川校長)

驚いたのですが、昨年4、5月は半分くらいしか学校にいたことができませんでした。会議、文章の多さの見直しが必要です。IT化をどんどん進めて、HPで見れるようにすればよいと思います。紙も減ります。そして単位時間あたりの生産性を上げていかないとはいけません。

(岩崎委員長)

IT化による多忙化改善の話が出ましたが、事務局から何かありませんか。

(竹野教育財務課長)

県立学校は1人1台PCとなっています。OENシステム(クラウドシステム)では、自宅からも利用が可能となっています。

(森山校長)

IT化は大事です。最初はOENシステムを使っている人が少なかったなのでヘルプデスクに設定してもらってPCを配備されている人はOE

Nシステムを使うようにしました。

それまで情報共有と意思伝達手段に問題があったが、その都度会議を招集しなくても良くなり効率化が図られ、生産性がアップしています。

仕事の優先順位を見極め、効率化を図っていくことが大事だと思います。

(波多野委員)

学校現場では、生徒に関わる仕事以外は余分な仕事として捉えられているのでしょうか。

(山崎校長)

生徒の成長に携わる仕事以外でやらなくてもいいものもあるのではないかと。例えば、備品管理だが、台帳を見て手作業で管理しているが民間なら外部委託する業務です。

(波多野委員)

給料明細表を教育事務所に取りに行っているとも聞いています。

(山崎校長)

確かに月に1回行っています。日田地域であればそれだけの業務に1時間かかります。

(松田職務代理)

今日の資料のような校務分掌表があれば整理できるのではないですか。小学校では仕事ができる人にたくさん分掌が偏る傾向にあります。

(山崎校長)

校務分掌を決めるときに精査が必要。それぞれの分掌に仕事が付いてきます。

分掌ごとに繁閑があります。分掌を決めるにはメインの分掌を決めて、枝葉をどうするか考えれば良いです。

(麻生委員)

運営委員会や職員会議の位置づけについてはすんなり教員に浸透したのでしょうか。

(石川校長)

職員会議は昨年も月1回開くかどうかという程度でした。

(山崎校長)

前任校は職員が13名で、運営委員会の必要性は感じませんでしたが、今の学校規模ではこのクッションがある方が良いでしょう。

(野中教育長)

目標をしっかりと具体的に立てて、教職員一人一人がしっかりと認識し、PDCAサイクルを回していこうとしています。現場の状況はどうですか。

(石川校長)

目標を持って努力する、走ることに意味があります。

(山崎校長)

学校目標を3、4つに絞るということは良いことです。

荏隈小学校は学力向上を目標として掲げていません。最初落ち着きなかったため規律や言葉遣いなど学びの土台作りを中心に目標としています。学力はその後付いてくると思います。

(岩崎委員長)

最後に、現場での課題や県教委としてバックアップできることなどあれば言っていたきたい。

(森山校長)

バックアップは特に必要ありません。試行錯誤しながら自分でやっていきます。

課題は「芯の通った学校組織」の構築を進めていくために現場にいる時間の確保が難しいということ。校長会、市教研、県教研など、どれが大切なものなのかわかりません。これとこれは必ず出ないといけないとか、これは任意だからそこまでないと言って欲しいです。

(岩崎委員長)

これは県教委で整理できますか。

(河野次長)

以前、教育センターで調査したことがあります。出張が一番多いのは実は任意団体に関するものが多かったです。見直しが必要ですが、関係団体との関係で微妙な面もあります。

会議報告書などは簡略化が必要だと思います。

(石川校長)

組織の中でミス隠すのが最大のミスであり、学校の中でヒヤリハッ

トを言える風土を培っていきたいです。

残り3年、自分の学校から立派な人材を育てていきたいです。

(山崎校長)

教員の意識として、マーケティングとイノベーションが欠けています。

マーケティングは常に今何が求められているか意識していないといけません。つまり顧客（この子たちにとって）という意識が全くないと思われれます。

新たな気持ちでイノベーションに取り組み、何か一つでもイノベーションの見本を示せばいいと思っています。

(岩崎委員長)

本日の貴重なご意見を、これからの「芯の通った学校組織」構築に生かしていきたいと思えます。

それでは、先に非公開と決定しました議案をいたしますが、その前に、公開でその他等、何かございませんか。

それでは、非公開の協議を行いますので、関係課室長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

2課（教育改革・企画課、文化課）在室

【議 案】

第3号議案 大分県先哲叢書編さん審議会委員の委嘱等について

(岩崎委員長)

それでは、第3号議案「大分県先哲叢書（そうしょ）編さん審議会委員の委嘱等について」提案を求めます。

(説明)

(岩崎委員長)

何かご意見ご質問はありませんか。

(質問、意見)

(岩崎委員長)

それでは、ただ今、提案のありました第3号議案の承認について、お諮りいたします。第3号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

第3号議案については、提案どおり承認します。

(岩崎委員長)

最後にこの際、何かありましたらどうぞお願いします。

それでは、これで平成25年度第6回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

平成25年度第6回大分県教育委員会会議次第

日時 平成25年6月14日(金)

13:45~16:55

場所 教育委員室

1 開 会

2 署名委員の指名

3 議 題

(1) 議 案

第1号議案 教育職員免許状に関する規則の一部改正について

第2号議案 平成25年第2回定例県議会案に対する

教育委員会の意見について

第3号議案 大分県先哲叢書編さん審議会委員の委嘱等について

(2) 報 告

①いじめ解決支援チームの活動状況

②平成25年度夏の節電対策について

③国庫負担金支払事務の誤りにについて

④教職員の非違行為について

(3) 教育委員会討議

①改革の一層の推進について

(教員採用試験等に係る贈収賄事件から5年を経て)

(4) 民間人校長との意見交換

(5) その他

4 閉 会

第一号議案

教育職員免許状に関する規則の一部改正について
 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成二十五年六月十四日提出

大分県教育委員会教育長 野 中 信 孝

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則
 教育職員免許状に関する規則（昭和三十七年大分県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「つど」を「都度」に改め、同条第二項中「つど」を「都度」に改め、同項の表中

第七の二号	第四号に同じ。	上欄に同じ。
第七の三号	第四号に同じ。	上欄に同じ。

第七の二号	第四号に同じ。	
第七の三号	第四号に同じ。	

に改め、同表の第二

十号の項中「技術」又は「を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百十八号）第二条第二項及び教育職員免許法施行法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十七号）第二条第一項の規定に基づき定める中学校又は高等学校の教員の免許状に関する教科について、規定を整備する必要があるので提案する。

「教育職員免許状に関する規則」の一部改正の概要

1 制度の概要

教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号。以下「免許法施行法」という。）第2条第1項の表中に該当する者は、各都道府県教育委員会に申請をすれば人物、実務、学力、身体に関する教育職員検定により同表中に掲げる免許状の授与を受けることができるとされている。しかしながら、同表の下欄には免許種までしか表記されておらず、中学校、高等学校の免許の申請をする場合に該当する教科については、同法第2条第2項に「文部科学省令で定める基準に従い、都道府県教育委員会規則で定める。」ことと規定されている。

また、教育職員免許法施行法施行規則（昭和29年文部省令第27号。以下「施行法施行規則」という。）第2条第1項の表により、免許法施行法第2条第2項で教育委員会規則で定めることとされる授与される教科については、この第2条第1項の表に規定する基準に基づいて定めるとされている。

本県では、教育職員免許状に関する規則（昭和37年大分県教育委員会規則第5号）第8条第2項において、施行法施行規則第2条第1項の表に定める教科について規定しているところである。

2 改正の理由

「教育職員免許状に関する規則」第8条について、「施行法施行規則」第2条第1項の規定に合わせ規定の整備を行うもの

3 改正の内容

（1）第1項及び第2項

現行 「そのつど認定する～」 ⇒ 「その都度認定する～」

（2）第2項の表

第7の2号及び3号 高等学校教員免許状の場合：

現行 「上欄に同じ」 ⇒ 削る。

（3）同項の表

第20号（第20の2号についても同じ） 中学校教員免許状の場合：

現行 「『技術』又は職業」 ⇒ 「職業」

4 施行期日

公布の日から施行する。

教育職員免許状に関する規則（昭和三十七年大分県教育委員会規則第五号）の新旧対照表（案）

新																																																																		
<p>（略）</p>	第二十二号	前号に同じ。	前号に同じ。	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>																																																								
	第二十号	職業	工業								<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>																																																	
	第七の三号	第四号に同じ。																<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>																																										
	第七の二号	第四号に同じ。																							<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>																																			
	第四号	専攻した学科目に相当する教科又は当該学科目に類する教科で、その教科について成績良好な旨の出身学校長又は所轄庁（私立学校の教員にあつては、その私立学校を設置する学校法人の理事長）の証明のある教科	上欄に同じ。																													<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>																												
	（略）																																						<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>																					
	（略）																																													<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>														
	（略）																																																				<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>							
	（略）																																																											<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
	（略）																																																																	
（略）			<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>																																																									
（略）										<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>																																																		
（略）																	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>																																											
（略）																								<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>																																				

2 施行法施行規則第一条に定める教科については、次に定める基準に従い、その都度認定するものとする。

（施行法施行規則第一条及び第二条の教科）
 第八条 施行法施行規則第一条に定める教科については、旧令による教員免許状に記載した科目に相当する教科及び次に定める基準に従い、その都度認定するものとする。

旧																																																																		
<p>（略）</p>	第二十二号	前号に同じ。	前号に同じ。	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>																																																								
	第二十号	「技術」又は職業	工業								<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>																																																	
	第七の三号	第四号に同じ。	上欄に同じ。															<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>																																										
	第七の二号	第四号に同じ。	上欄に同じ。																						<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>																																			
	第四号	専攻した学科目に相当する教科又は当該学科目に類する教科で、その教科について成績良好な旨の出身学校長又は所轄庁（私立学校の教員にあつては、その私立学校を設置する学校法人の理事長）の証明のある教科	上欄に同じ。																													<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>																												
	（略）																																						<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>																					
	（略）																																													<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>														
	（略）																																																				<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>							
	（略）																																																											<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
	（略）																																																																	
（略）			<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>																																																									
（略）										<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>																																																		
（略）																	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>																																											

2 施行法施行規則第二条に定める教科については、次に定める基準に従い、その都度認定するものとする。

（施行法施行規則第一条及び第二条の教科）
 第八条 施行法施行規則第一条に定める教科については、旧令による教員免許状に記載した科目に相当する教科及び次に定める基準に従い、その都度認定するものとする。

第二号議案

平成二十五年第二回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号）第二十九条の規定により、知事から平成二十五年第二回定例県議会議案に提出予定の議案のうち、本委員会関係分について意見を求められたので、別紙（案）のとおり回答する。

平成二十五年六月十四日提出

大分県教育委員会教育長 野 中 信 孝

提案理由

平成二十五年第二回定例県議会議案に提出予定の議案のうち、本委員会関係分に対する意見について、別紙（案）のとおり回答したいので提案する。

教委教改第 号

平成25年6月 日

案

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

大分県教育委員会

委員長 岩崎 哲朗

議案に対する教育委員会の意見について(回答)

平成25年6月11日付け財第370号で照会のあった上記のことについて、下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに、異議ありません。

財 第 3 7 0 号
平成25年6月11日

大分県教育委員会

委員長 岩崎哲朗 殿

大分県知事 広瀬勝貞



議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 議案名

- ・職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- ・大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について
- ・平成24年度大分県一般会計補正予算（第6号）関係部分
- ・退職手当支給制限処分に対する審査請求に関する諮問について

2 議案提出県議会

平成25年第2回定例県議会

○職員等の旅費に関する条例（昭和二十六年大分県条例第二十八号）の一部改正（案）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三十三条 職員について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五条第三項若しくは第六十四条又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第四十七条第一項若しくは第二項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第十五条第三項若しくは第六十四条若しくは船員法第四十八条の規定による旅費若しくは費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</p> <p>2 職員について船員法第四十七条第二項の規定に該当する事由があつた場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。</p>	<p>第三十三条 職員について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五条第三項若しくは第六十四条又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第四十七条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第十五条第三項若しくは第六十四条若しくは船員法第四十八条の規定による旅費若しくは費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</p>

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例（新旧対照表）

		改正後	改正前
<p>2 (省略)</p> <p>一 県立学校職員</p> <p>二 市町村立学校県費負担教職員</p>	<p>2 (省略)</p> <p>一 県立学校職員</p> <p>二 市町村立学校県費負担教職員</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 (省略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (省略)</p> <p>(定数)</p> <p>第三条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>三、七二五人</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 (省略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (省略)</p> <p>(定数)</p> <p>第三条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>三、七五八人</p>

○大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例

昭和五十一年三月三十日

大分県条例第二十一号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第三十一条第三項及び第四十一条第一項の規定に基づき、県立学校職員及び市町村立学校県費負担教職員(臨時又は非常勤の職員を除く。第三条において「職員」という。)の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例で「県立学校職員」とは、県立の高等学校、特別支援学校及び中学校の校長、教員、事務職員、技術職員及びその他の職員をいう。

2 この条例で「市町村立学校県費負担教職員」とは、市町村立学校職員給与負担法(昭和三十二年法律第百三十五号)第一条に規定する職員をいう。

(定数)

第三条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

一 県立学校職員 三、七五八人

二 市町村立学校県費負担教職員 七、五三七人

2 次に掲げる職員は、定数外とする。

一 休職中の職員

二 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項の規定による大学院修学休業中の職員

三 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十六条の五第一項の規定による自己啓発等休業中の職員

第1号報告 平成24年度大分県一般会計補正予算(第6号)について

平成24年度教育委員会関係退職手当の状況

(単位:人、千円)

費 目	区分	既決予算額(A)		所要額(B)		補正額(B)-(A)	
		人数	金額	人数	金額	人数	金額
事務局費	定年	9	261,270	8	213,611	△ 1	△ 47,659
	勸奨	2	54,566	1	25,112	△ 1	△ 29,454
	自己都合	3	40,941	1	3,129	△ 2	△ 37,812
	計	14	356,777	10	241,852	△ 4	△ 114,925
小学校費	定年	109	3,116,752	109	2,904,136	0	△ 212,616
	勸奨	83	2,143,783	90	2,349,697	7	205,914
	自己都合	8	127,456	10	132,293	2	4,837
	計	200	5,387,991	209	5,386,126	9	△ 1,865
中学校費	定年	48	1,370,730	44	1,162,197	△ 4	△ 208,533
	勸奨	23	617,160	28	724,870	5	107,710
	自己都合	9	78,588	14	130,918	5	52,330
	計	80	2,066,478	86	2,017,985	6	△ 48,493
高等学校総務費	定年	67	1,877,938	65	1,694,140	△ 2	△ 183,798
	勸奨	14	386,023	17	430,316	3	44,293
	自己都合	6	61,314	10	109,947	4	48,633
	計	87	2,325,275	92	2,234,403	5	△ 90,872
盲ろう学校費	定年	7	195,198	7	182,813	0	△ 12,385
	勸奨	3	81,049	1	24,127	△ 2	△ 56,922
	自己都合	0	0	0	0	0	0
	計	10	276,247	8	206,940	△ 2	△ 69,307
支援学校費	定年	11	318,222	9	254,574	△ 2	△ 63,648
	勸奨	11	290,845	13	340,179	2	49,334
	自己都合	3	28,845	6	54,483	3	25,638
	計	25	637,912	28	649,236	3	11,324
合 計	定年	251	7,140,110	242	6,411,471	△ 9	△ 728,639
	勸奨	136	3,573,426	150	3,894,301	14	320,875
	自己都合	29	337,144	41	430,770	12	93,626
	計	416	11,050,680	433	10,736,542	17	△ 314,138

生徒指導推進室 報告

いじめ解決支援チーム活動状況

(4/4～6/10)

1. いじめ解決支援員

元大分少年鑑別所所長、放送大学客員教授 高橋 泰夫
前中央児童相談所長 矢頭 道三

2. 活動日数、時間数(6/10現在)

高橋支援員 10日 73時間 矢頭支援員 10日 67時間

※ 勤務日：高橋・・・火曜日、矢頭・・・水曜日

3. 活動内容

(1) 派遣申請対応(3件)

- ① いじめによる不登校事案(高校)
- ② いじめ(言動)を起因とした暴力事案(高校)
- ③ 発達障がいを持つ生徒に対するいじめ(言動)事案(高校)

【主な対応】被害生徒・保護者に対する支援、加害生徒に対する指導方針の明確化、加害生徒・保護者に対する処分経緯説明、再発防止に向けた生徒指導ロールレタリング等の実施による反省指導、関係機関連携支援等

(2) 相談対応(4件)

- ① 行き過ぎた指導による不登校事案(高校)
- ② いじめ、指導を起因とした不登校事案(小学校)
- ③ 問題行動生徒に対する対応(高校)
- ④ 学校保護者対応(高校)

【主な対応】被害児童保護者、学校側双方からの事実関係確認、市福祉相談員による保護者への支援、生徒の見守り体制の助言等

(3) 関係機関連絡調整

- ① 教育事務所
大分、別府、中津、日田、竹田、佐伯
- ② 警察署(含：スクールサポータ)
大分東、大分南、別府、杵築日出、国東、中津、日田、竹田、佐伯、津久見臼杵
- ③ 市町村教育委員会
大分市、別府市、杵築市、国東市、竹田市、豊後大野市、佐伯市、臼杵市

(4) その他

- ① いじめ対策連絡協議会、宇佐産業科学高校いじめ校内研修に対する講義
- ② いじめ対応マニュアル監修
- ③ いじめ相談ダイアル契約業者審査業務

I 県庁舎(本館・新館・別館)の取組

1 取組の概要

- (1) 期間 7月1日(月)～9月30日(月) ※必要に応じて延長
- (2) 取組 総量抑制対策及びピークカット対策(平日平均)両面で節電に取り組んでいく。

2 具体的な取組

(1)空調

- ・運転時間を7時間15分に
ただし、室温の状況を見て適宜対応
(運転時間)9:00～12:00 12:45～17:00 (7時間15分)
- ・冷房運転方法の見直し
- ・扇風機の使用
- ・うちわなどの活用

(2)照明

- ・廊下など共通部分の消灯
- ・執務室内の部分消灯(晴天時の窓際消灯)
- ・昼休みの一斉消灯

(3)エレベータ

- ・停止台数
各館常時1基停止(計3基停止)
- ・職員は階段利用

(4)OA機器

- ・モニターの輝度調整(△20%)とスリープモード(モニター1分 本体5分)の徹底

(5)執務室内電気機器

- ・冷蔵庫の限定使用(各階1～2台)
- ・電気ポット・コーヒーマーカー等の使用休止
- ・待機電力のカット(主電源のオフ)

(6)超勤の縮減

- ・定時退庁の励行
- ・事務事業の見直し

(7)その他

- ・緑のカーテンと打ち水
- ・「めじろんシャツ」「車いすマラソンのロゴ入りシャツ」「おんせん県おおいたポロシャツ」「北部九州総体のロゴ入りポロシャツ」など、施策に関連した簡易な服装(クールビズ)での勤務

※ ①職員の負担軽減のための配慮

- ・具合が悪くなった職員への応急処置のための休憩場所の確保等

②取組については発電状況等により見直しがありうる。

II 地方庁舎の取組

- ・県庁舎と同様の取組を実施する。
- ・病院その他の県民の利用に供する分野、工業用水等の事業に関係する分野は、当該業務に支障のない範囲で節電対策を推進する。

III その他の取組

○再生可能エネルギーの活用

- ・県立学校、県営住宅における太陽光発電のための「屋根貸し」
- ・松岡太陽光発電所の運転開始(企業局)

平成24年度 日田市への国庫負担金の支払未済について

平成25年6月14日
大分県教育庁教育財務課

1 概要

教育財務課において、法定受託事務（国が本来果たす役割の事務を県が実施）として公立学校の施設整備に係る国庫負担金の支出事務を行っている。

今般、平成24年度の国の予算に基づく支払において、予定になかった他市からの請求に基づき支払ったため、国庫負担金の支払計画示達額（国の支出予定額）に不足が生じ、本来、支払うべき日田市への支払が年度内（出納整理期間）にできなくなったもの。

支払未済額：183,877千円

国庫負担金名：公立学校施設整備費負担金（文部科学省）

事業名：大明小学校ほか3事業

2 対応

現在、文部科学省と協議を進めており、大分県教育委員会としては今後、早期に国庫負担金の支払がなされるよう、責任をもって対処していく。

3 経緯

平成25年3月13日	平成24年度分の国庫負担金の支払計画示達額が確定	704,400千円…A
平成25年3月29日	予定のなかった他市への概算払(16,760千円)等	26,304千円…B
平成25年4月26日	当該日田市分を除く市町への精算払い	510,044千円…C
平成25年4月30日	日田市の精算払事務を実施 → 支払不能（残額不足が判明） (国費支出の最終日)	* 示達額の残高不足(A-B-C=168,052千円<183,877千円)

4 再発防止に向けた対策

国庫支出金の事務手続きについて、全面的に見直しを行い、誤りのない事務処理を確立する。

(教育委員会資料)

県立学校（中津市）教諭の非違行為について

1 内容 飲酒運転（酒気帯び）

（ 6 月 3 日（月）に県立学校男性教諭が酒気帯び運転で検挙された事件）

2 所属・職名等

県立高等学校（中津市）教諭

性別： 男性

年齢： 56 歳

3 事件概要

平成25年6月3日（月）午後4時30分頃、宇佐市安心院町木裳において、一旦停止義務違反で宇佐警察署警察官より停止を求められた際、呼気1リットルあたり0.17mgのアルコールを身体に保有する状態で普通乗用自動車を運転していたことから、検挙されたもの。

3 処分

事実関係を確認の上、厳正に処分する。

4 その他

○平成25年6月4日（火）16時

- ・緊急県立学校長及び教育事務所長会議を開催
- ・教職員の飲酒運転の根絶について全学校に通知文を發出
- ・休暇・休職中の職員に対して面接等を行うよう指示
- ・休暇・休職者等に対する指導方法等について調査

H25.6.4 大分合同



会見で謝罪する県教委の河野教育次長（中央）ら＝3日午後11時、県庁

高校教諭酒気帯び

休職中 登山しビール…運転

県教委は3日、中津市内の高校の男性教諭(56)が同日夕、道交法違反(酒気帯び運転)の疑いで摘発されたと発表した。教諭は昨年9月から病氣休職中だった。

県教委によると、教諭は同日午後4時半ごろ、宇佐市安心院町木袋の県道で乗用車を運転。一時停止違反

をしたとして、宇佐署員に止められた。酒の臭いがしたため、飲酒検知をした結果、呼気1リットル中0.17ミリのアルコールを検出した。

教諭から報告を受けた勤務先の高校から県教委に連絡があり発覚。県教委教育人事課の職員が、教諭から聞き取りをしたところ、同

日はくじゅう連山に一人で登り、午後1時ごろ、山頂で缶ビール(350ミリリットル)を1本飲んで下山し、車で帰宅途中だった。教諭は「やってはいけないことをやってしまった。弁明の余地はない」と話しているという。

同日夜、県庁で会見した河野盛次教育次長は「教員としての自覚が足りない。残念の極み。あらためておわび申し上げる」と謝罪。4日に県立学校長と教育事務所長を集めた緊急の会議を開き、休職中の教職員への綱紀粛正の徹底などを促すとした。

県教委の懲戒処分の基準では、飲酒運転をした教職員は、停職または免職処分となっている。河野教育次長は「事実関係を確認し、厳正に対処したい」としている。

教育改革のめざすところ(子どもの夢をはぐくむ教育県大分の創造)

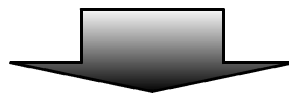
<p>☆20年の贈賄事件 …○教員採用・管理職任用・人事異動をめぐって発生、信頼の失墜 ~「すべての教育関係者に忍せにできない課題を突きつけられた」~ ☆信頼回復の取り組み…○教育改革の推進 (1) 教育行政システムの改革(再発防止策の実施) (2) 子どもの挑戦や自己実現を支える学校教育の推進(学力・体力向上の取り組み)とそれための環境整備</p>								
H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26		
<p>教育行政システムの改革 【再発防止策の実施】 ○県教委組織の改正(権限と責任の明確化) ○審議監制度の廃止、教育人事課の創設 ○教員採用試験の徹底した見直し ○教頭・校長採用試験の徹底した見直し ○指導主事試験の廃止や事務職員等の各種試験の見直し ○新たな人事評価制度の導入と各種試験への全面活用 ○人事管理システムの導入 ○学校支援センターの設置 ○人事の主体性確保の徹底 ○指導の不適切な教員の支援システムの見直し</p>			<p>○改革の徹底と深化 ○職員団体との関係の適正化 ○職員の見直し(法令遵守の徹底) 在籍専従の見直しなど</p>			<p>【学校マネジメントの導入】 ○学校教育目標等の具体化 ○学校管理規則改正 運営委員会制度の導入と職員団体の明確化など 主任制度の確立と職員団体への通知 ○学校評価制度の見直し ○目標管理制度の見直し ○職員研修、教育事務所の支援体制の見直し</p>		
<p>学力・体力向上施策の実施 【学力・体力向上の取り組み】⇒「点から面へ」「徹底」 ○学力向上対策事業 1時間完結型授業の徹底・板書の構造化 基礎基本の定着状況調査 学力向上支援員制度の導入と組織的支援体制の整備など ○学力向上ステップアップ事業 学力パワーアップ・向上事業 体育専科教員制度の導入など</p>			<p>【芯の通った学校組織推進プラン】 ○学力向上アクションプランの推進 ○体力向上アクションプランの推進 ○組織力向上プランの推進 ※学校教育目標等の具体化とマネジメントツールの活用 各種加配の活用 主幹教諭、指導教諭制度の活用</p>			<p>【人材育成と校長のリーダーシップ】 ○広域人事の推進～人材育成・全県的な教育水準の維持向上・意識改革 ○人事異動の全面的見直し…「求められる人材へ」 ・「人事計画」の廃止と「適材適所の人事」の推進～年数・希望にとらわれない人事 ・「人事評価結果」の人事異動への全面活用 ・「勤務拠点」の廃止など ○初任研の拡大～1年から3年へ</p>		

「芯の通った学校組織」構築に係る進捗状況について

平成24年度（第1フェーズ）：「趣旨の周知と制度の整備」

<県教委>

- (趣旨の周知、徹底)
- 市町村教育長会議、市町村教育委員会指導主事研修会、地域別学力向上会議、「大分っ子学力・体力向上県民フォーラム」、「教育だよりおおいた」等で趣旨を周知
- (目標達成に向けた組織的な取組)
- 「学校評価の手引き」を改訂（1月）
 - 「教職員評価システム実施手引き」を改訂（2月）
- (基盤となる学校運営体制)
- 県立学校管理規則を改正した上で、「学校運営の適正化に関する通知」を发出（11月）
 - ・ 運営委員会を中心とした学校運営
 - ・ 法令に則った職員会議の役割の明確化等
 - 主任手当に関する職員団体への文書による要請等を踏まえ、「主任等の任命や主任手当の趣旨の徹底に関する指導通知」を发出（3月）



<市町村教委・学校>

- 市町村教委が、以下のプラン・計画等を作成・提出
 - ・ 市町村学力向上アクションプラン（全市町村）
 - ・ 市町村体力向上アクションプラン（全市町村）
 - ・ 市町村学校組織力向上計画（全市町村）
 - ・ 先進的・先導的な取組（14市町村）
- <人的支援>

 - ・ 学力向上支援教員：72名
 - ・ 習熟度別指導推進教員：36名
 - ・ 主幹教諭：40名 など
- 全ての市町村教委において、「学校評価の手引き」「教職員評価システム実施手引き」を周知
 - 全ての市町村教委において、学校管理規則を改正
 - ・ 運営委員会の設置
 - ・ 法令に則った職員会議の役割の明確化
 - ・ 市町村教委による主任の承認制

平成25年度（第2フェーズ）：「実践、研修、指導」

学校における実践

（求めている実践内容）

- ① 新しい学校評価や教職員評価の実施
- ② 運営委員会を中枢として主任等が機能する学校運営体制の確立
- ③ 目標達成に向けた組織的な学力・体力向上等の実施



（現時点における学校の変化）

- ・ 7割の学校で検証可能な達成指標を設定
- ・ 全ての学校が運営委員会を設置
- ・ 9割以上の学校で、主任等が中心となった学校運営組織図を作成（学校訪問を通じた教育事務所の捉え）
- ・ 学校の目標はかなり具体化されてきている
- ・ 運営委員会は週一回開催されている学校が多く、効率的な学校運営が行えるようになったという声も聞く

<現状・課題>

学校評価や運営委員会など、「芯の通った学校組織」の「形」はある程度整いつつある。

今後、その「形」の理解を深めながら、学力・体力向上など子どもの力の向上につながる実効的な取組を進めることが必要。

県教委・市町村教委における研修・指導

<研修>

○教育センターの学校マネジメント研修

新たな学校マネジメント研修の推進等のため、教育センターの研修内容や研修体制を見直し

→ マネジメント要素の取入れ…H24：35% → H25：80%

○各種会議等による好事例の共有

- ・ 学力向上検証会議、「一校一実践」連絡協議会など
- ・ 教育庁キャラバンによる学校との直接対話
- ・ 教育庁チャンネル等広報媒体を活用した共有
- ・ 事例集の作成

<指導>

○教育事務所による直接指導

- ・ 各教育事務所に「学校改革担当指導主事」1名を追加配置
→ 各学校に年間3回学校訪問を行い、直接指導（「観点20」）
- ・ 毎月始めに「本庁・教育事務所会議」を開催し、学校の状況等を本庁・6事務所間で共有。また、事務所指導主事の研修を実施。



今後、学校の状況をしっかり把握しつつ、改革を一層推進。

(様式3)

平成25年度 学校経営の最重点

学校名

別府市立〇〇小学校

【学校教育目標】

人間性豊かな心身ともにたくましい鶴見っ子の育成

重点目標	達成指標	重点的取組	取組指標	学期末評価		
				1	2	3
確かな学力の定着 (かしこい子)	次年度の大分県学力定着状況調査で、平均正答率を5%向上する。	朝の「〇〇小タイム」の中に「スキルタイム」を設定し、基礎基本の確実な定着を図る。 学年に応じた自主学習等に取り組み、家庭での学習習慣の確立に取り組む。	漢字・計算等のドリルプリントを用意し、全員に取り組みさせる「スキルタイム」を週2回実施する。 担任が、毎日、自主学習等の内容指導を行う。			
	児童の自己評価において、「自分の考えを積極的に話している」と回答する児童の割合を6割以上にする。	「ねらいが明確で、課題・まとめがある授業」の工夫改善に取り組む。	学年ごとの互見授業を、学期に1回以上行う。			
		自分の考えを持ち、発言できるよう、調べ学習やグループ学習を取り入れた授業に取り組む。	全学級で、学校図書館を活用した授業を、学期に1回以上行う。			
			月に1回程度、学習アンケートを行い、状況を把握し、授業の改善を行う。			
豊かな心の育成 (やさしい子)	児童の自己評価において、「〇〇小3Kを意識して、行動できた」と回答する児童の割合を8割以上にする。	児童会と連携して、〇〇小3K(きれいな学校、きまりを守る学校、気持ちのよいあいさつのできる学校)を奨励する活動に取り組む。	愛校作業を月1回実施する。 学年集会や全校朝会等で、必ず〇〇小3Kを取り扱う。			
	児童の自己評価において、「読書が好き」と回答する児童の割合を8割以上にする。	図書館司書と連携して、読書に興味・関心を持たせるための「図書館まつり」や、学年に応じた読書目標を示し奨励する「ホップ・ステップ・ジャンプ賞」の活動に取り組む。	委員会活動とも連携して、「図書館まつり」を学期に1回実施する。 読み聞かせグループ等とも連携して、読書活動に取り組みさせる「読書タイム」を週2回実施する。			
健康・体力づくり (たくましい子)	児童の自己評価において、「運動や外遊びが好き」と回答する児童の割合を8割以上にする。	学校全体で、学期ごとの全校運動(体操、マラソン、縄跳び)に取り組む。	学期ごとに期間を設定し、全校運動を5回程度実施する。			
		全学級で、体力向上につながるサーキットや3分間鬼ごっこ等の補助運動に取り組む。	全学級が、体育の授業の始めに、必ず補助運動を実施する。			
		家庭と連携して、運動の基礎となる生活習慣の確立に取り組む。	学年だよりや保健だより等を活用し、食育や保健に関する情報を学期に1回以上、家庭に発信する。			

別添様式

平成25年度 重点目標・達成指標と重点的取組・取組指標

玖珠町 立 ○○小 学校

【教育目標】

自分で考えて行動する「○○っ子」の育成
～やさしく はきはき たくましく～

【重点目標】

- すすんで学習(基礎基本の定着)
- すすんであいさつ
- すすんで体力づくり

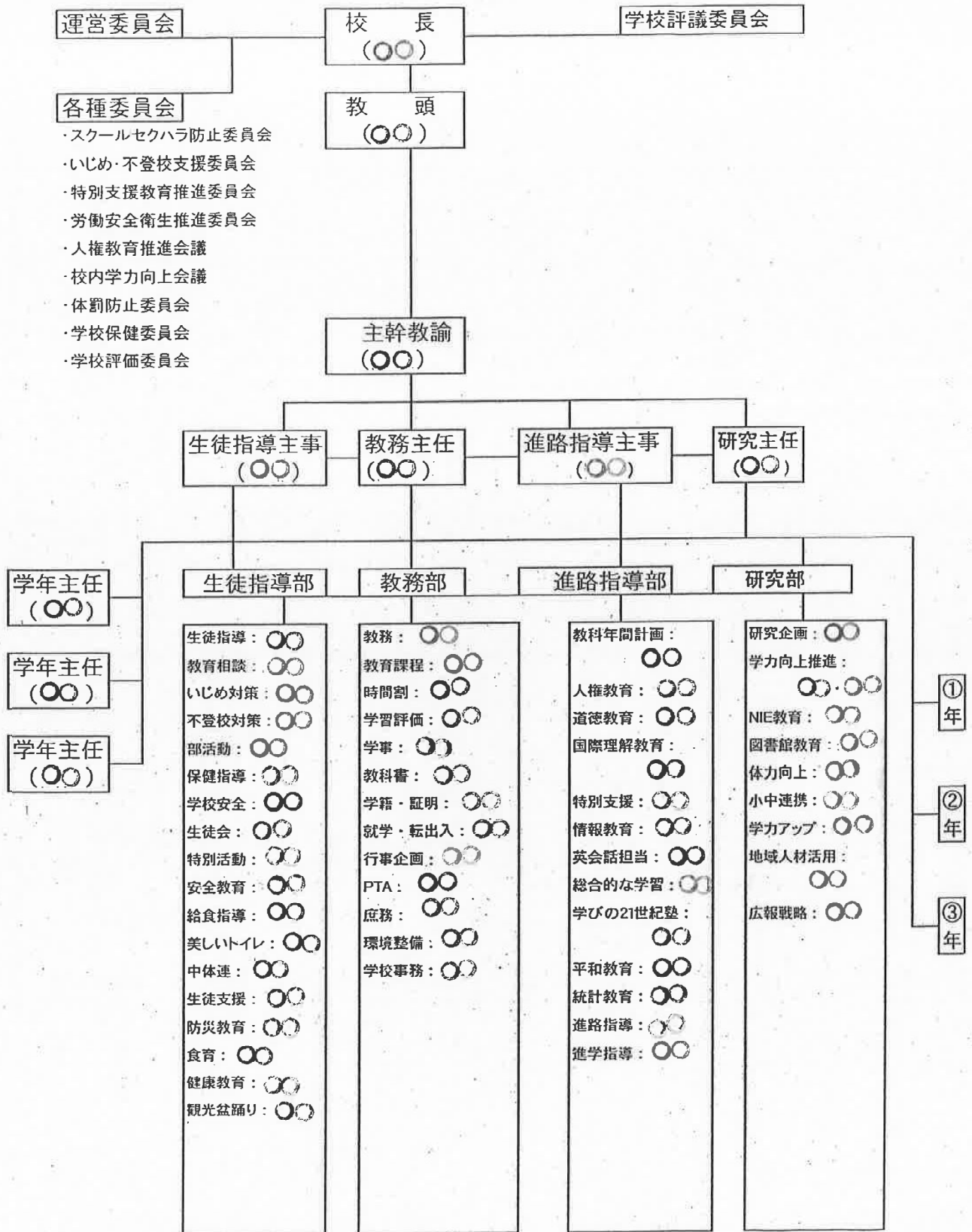
重点目標	達成指標	重点的取組	取組指標
(基礎基本の定着) すすんで学習	○ ミニmamラーニング(本校作成)の達成率をすべての学年でクリアする。	○ 自分で考えて学習ができるように、1時間完結型授業を徹底する。	○ 見通しを持って1時間の学習ができるように、授業の流れ(個人・ペア・グループ・全体)を提示する。(国語、算数)
	○ 町確認テスト・町・県・国学力調査で、町の平均をすべての学年で上まわる。	○ スキルタイムと補充タイムを設定し、全職員で基礎基本の定着を図る。	○ あじさいタイム15分に全職員で取組む。 月・水⇒算数 金⇒国語
		○ 家庭学習の環境を整え時間を確保する。	○ 月曜日6限を補充タイムとして全職員で取組む。 2・3・4年⇒寺子屋学習(地域の協力) 5・6年⇒補充学習(職員で分担)
すすんであいさつ	○ 児童・保護者アンケートならびに学校評価において、「すすんであいさつができる」評価の達成率を80パーセント以上にする。	○ あいさつ運動に取組む。	○ 登校の様子調査を兼ねて、毎月1回職員によるあいさつ運動(○○保育園・○○三叉路)を行う。
		○ あいさつ名人を作る。	○ あいさつ名人を目指して、地域の人・学校のお客さんへのあいさつができるようにする。 1学期:1日1人以上 2学期:1日3人以上
すすんで体力づくり	○ 歩いて登下校のきまりを守る子どもを90%以上にする。	○ 家庭と連携して、歩いて登下校が守れるように取組む。	○ 毎月1週間の登下校調べを行い、結果を学校便りで保護者へ知らせる。
		○ 家庭と連携して、体作りの基礎となる生活習慣「早寝早起き朝ごはん」の確立に取組む。	○ 各担任が、毎月1週間の「早寝早起き朝ごはん」調査を行い、個別に家庭と話し合う。
	○ 体力テストの項目「柔軟」「跳躍」において、全国平均以上の児童を70%以上にする。	○ 学校全体で○○小オリンピックに取組む(一校一実践)。	○ 学期ごとに重点項目(1学期:柔軟、跳躍)を決めて、体育の授業導入にトレーニングを行う。記録更新⇒金メダル
		○ 天気の良い日は外遊びに取組む。	○ 天気の良い日は外遊びをするよう児童に促すと同時に、職員も一緒に遊ぶ。

※ 別添「記入上の留意点」をご覧の上、「学校評価の手引き」p.10を参考に記入してください。

※ 枠が不足する際には、適宜増やしてご記入ください。

《校務分掌組織図》

豊後高田市立〇〇中学校



<別紙>

「芯の通った学校組織」の構築に係る20の観点

子どもたちの学力・体力の向上を図るとともに、いじめ等の諸課題に迅速・適切に対応するためには、各学校が、具体的な目標を設定し、学校全体で組織的に取り組むことが必要です。県教育委員会においては、このような「芯の通った学校組織」の構築を、以下の20の観点を中心に指導・支援していきます。

観 点	
学校の教育目標の具体化	1 学校の重点目標が3～4つ程度に具体化され、その達成状況を図るための検証可能な達成指標が設定されている。
	2 重点目標を達成するための取組を、重点的取組及び取組指標により具体的に設定している。
	3 重点目標達成に向けたPDCAサイクルが、年3回以上の短期で行われるよう計画され、検証・改善が行われている。
	4 重点目標達成に向けた学校評価を行う体制が、主幹教諭、指導教諭、教務主任等のミドルリーダーを活用した体制となっている。
	5 保護者、地域住民の協力を得られるよう、4点セット(重点目標、達成指標、重点的取組、取組指標)が学校便りやホームページ等で公表され、また、PTAや地域住民との意見交換会などで活用されている。
	6 教職員評価システムに基づき、各教職員の目標が、学校の重点目標と連動した形で設定されている。
	7 教職員評価システムに基づく各教職員の目標を決める際、その目標に関係する主任等が目標設定に関わっている。
目標達成に組織的けた学力・体力向上	8 全国学力・学習状況調査や大分県学力定着状況調査の結果等を活用して、課題を把握し、具体的な目標・取組の下、短期の検証・改善により授業改善等の学力向上の取組を進めている。
	9 管理職の下、主幹教諭や指導教諭、教務主任を中心に、教育課程の編成や学力向上会議の開催が行われ、学校全体で学力向上を進めている。
	10 校内研修及び校内研究が、管理職や主幹教諭、指導教諭の下での教務主任と研究主任の適切な役割分担により、学校の重点目標や課題と結びついて計画的に行われている。
	11 司書教諭等を中心とした組織的な指導体制の下で、学校図書館を活用した取組が行われている。
	12 全国体力調査の結果等を活用して、課題を把握し、具体的な目標・取組の下、短期の検証・改善により授業改善等の体力向上の取組を進めている。
	13 管理職や主幹教諭、教務主任による指導とサポートの下、体育主任が中心となって学校全体で「一校一実践」が行われている。
基盤となる学校運営体制	14 市町村学校管理規則に基づき、主要主任等が市町村教育委員会の承認のうえ、適切に任命されている。
	15 管理職や主幹教諭の下、主要主任等が各分掌の責任者としてリーダーシップを発揮し、校長の学校運営方針等を他の教職員に周知し、指導・助言を行うとともに、教職員の考えを集約して管理職に伝えている。
	16 主任制度及び主任手当の趣旨が全ての教職員に徹底されている。
	17 市町村学校管理規則に基づき、運営委員会が設置されている。また、学校運営組織図は、主幹教諭や指導教諭、主要主任等が中心となっており、分掌主任等の氏名が明示されている。
	18 運営委員会が定期的に開催され、主要主任等との連携・協議を通じて、校長の意思決定を補佐するものになっている。
	19 職員会議の場があたかも意思決定を行う場のようなものとなっていない。
	20 管理職の下、衛生委員会等の活動を中心に、教職員の健康管理の充実に組織的に対応している。

平成25年度 「目標達成に向けて組織的に取り組む『芯の通った学校組織』」推進プランの取組スケジュール

	【本庁】	【各教育事務所】	【教育センター】	【学校】	【学力向上】 (学力向上アクションプラン)	【体力向上】 (体力向上アクションプラン)	【いじめ対策】
4月	<ul style="list-style-type: none"> 「芯の通った学校組織」推進会議・WG会議(随時) 本庁・教育事務所会議(毎月1回)・研修(3ヶ月に1回) <ul style="list-style-type: none"> 市町村教育長会議 市町村連絡会議(年6回程度) 	<ul style="list-style-type: none"> 学校マネジメント研修の実施 校長等リーダー・コーディネーター研修 教務主任研修 教務主任研修(小・中)① 	<ul style="list-style-type: none"> 学校マネジメント研修の実施 校長等リーダー・コーディネーター研修 教務主任研修 教務主任研修(小・中)① 	<ul style="list-style-type: none"> 学校マネジメント研修の実施 校長等リーダー・コーディネーター研修 教務主任研修 教務主任研修(小・中)① 	<ul style="list-style-type: none"> 学力向上支援教員授業公開(年5回以上) 習熟度別少人数指導教員授業公開(年5回以上) 国語問題予テスト配信(4/7) ○大分県学力改善状況調査(4/16) ○全国学力・学習状況調査(4/24) 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育専科教員活用推進(16名) ・一校一実践の推進 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ解決支援チーム発足 ・スクールカウンセラー連絡協議会① いじめ対策連絡協議会①
5月				<ul style="list-style-type: none"> △春学期【セルフマネジメント】 △中学期【チームマネジメント】 △秋学期【学校全体のマネジメント】 ○第1回 教務主任研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・学力向上支援教員等協議会①(年4回) 	<ul style="list-style-type: none"> ○大分県児童生徒の体力・運動能力等調査(～7月) <全校児童生徒対象> ・大分っ子体力向上支援事業に係る連絡協議会① 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対応マニュアル配付
6月				<ul style="list-style-type: none"> ○県民フォーラム(北部地域) 			<ul style="list-style-type: none"> ・学級づくり研修会(6/11)
7月				<ul style="list-style-type: none"> ○県民フォーラム(南部地域) 	<ul style="list-style-type: none"> 県調査結果発表 ・学力向上支援教員等協議会② 		<ul style="list-style-type: none"> いじめゼロ子どもサミット(7/6) ○全県いじめアンケート1回目(学期1回)
8月				<ul style="list-style-type: none"> ○県民フォーラム(西部地域) 	<ul style="list-style-type: none"> 全国調査結果発表 ・学力向上支援教員等協議会③ ・第1回学力向上検証会議 		<ul style="list-style-type: none"> ○窓口案内カード配付 いじめ対応スキルアップ研修(8/21) いじめ対策連絡協議会②
9月				<ul style="list-style-type: none"> ○県民フォーラム(北部地域) 	<ul style="list-style-type: none"> リレー式授業改善協議会 10月～11月(5回開催) ※全小中学校対象 		<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー連絡協議会②
10月				<ul style="list-style-type: none"> ○第2回 教務主任会議 			<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導強化月間(いじめ対応点検)
11月				<ul style="list-style-type: none"> ○第2回 教務主任会議 			<ul style="list-style-type: none"> ○全県いじめアンケート2回目
12月				<ul style="list-style-type: none"> ○第3回 教務主任会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・学力向上支援教員等協議会④ ・第2回学力向上検証会議 		<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策連絡協議会③
1月				<ul style="list-style-type: none"> ○第3回 教務主任会議 			<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー連絡協議会③
2月				<ul style="list-style-type: none"> ○第3回 教務主任会議 			<ul style="list-style-type: none"> ○全県いじめアンケート3回目
3月				<ul style="list-style-type: none"> ○第3回 教務主任会議 			<ul style="list-style-type: none"> ○全県いじめアンケート3回目

(出典：平成24年6月15日 朝日新聞より)

民間人校長の苦闘

6/15 朝日
県教委改革途上



PTA役員と打ち合わせする出口利根校長。大分市立百間小

「おはようございます。日田市立百間小学校の山崎校長(59)は毎朝校門に立つ。登校してくる児童にはきはきとあいさつする。「おはようございます。おはようございます。丁寧な言葉づかいを身にまとい、教師が自ら使おうとした。」

「子ども目線に立っていない先生が多い。百貨店はトキハ出身の山崎校長は、

教育界の体質問う

任してまず感じた。百貨店ではお客が第一。学校であれば児童が第一のはずだ。汚職事件を受けて県教委は、民間企業出身者を校長に採用する制度を始めた。「事件の背景には管理職

県教委の主な改革

時期	内容
2008年7月	採用試験を巡り、県人事委との共同実施や解答例の公表など見直し策に着手。以降、毎年見直ししている
8月	職員が県議らから「不当な働きかけ」を受けてそれを撤回させない場合、内容を公表することを決定
9月	改革の方向性を打ち出す「教育行政改革推進法」を成立
09年1月	人事部門を一元化して「教育人事課」を設置
4月	副校長など中間管理職を導入
10年4月	民間出身校長を小学校に配置
9月	事務職員の1カ所に集めて事務の効率化をはかる「学校支援センター」を設置
10月	紙による人事管理を廃止し「人事管理システム」を導入
	相対評価による人事評価制度を始める

「苦情を言うところ保護者の9割以上は善良な人。相手が9割以上は善良な人。相手が9割以上は善良な人。相手が9割以上は善良な人。」

「苦情を言うところ保護者の9割以上は善良な人。相手が9割以上は善良な人。相手が9割以上は善良な人。相手が9割以上は善良な人。」

民間人校長 2000年の学校教育法施行規則の改正で教職員の資格基準が緩和されたことから、教員免許を持たない人の採用が可能になった。県教委は08年に発力、組織運営能力をいかにノウハウを蓄積した汚職事件を受け10年度から登用生かした学校運営をせよという目的で、管理職経験者が採用条件だ。

「苦情を言うところ保護者の9割以上は善良な人。相手が9割以上は善良な人。相手が9割以上は善良な人。相手が9割以上は善良な人。」

「苦情を言うところ保護者の9割以上は善良な人。相手が9割以上は善良な人。相手が9割以上は善良な人。相手が9割以上は善良な人。」

「苦情を言うところ保護者の9割以上は善良な人。相手が9割以上は善良な人。相手が9割以上は善良な人。相手が9割以上は善良な人。」

「苦情を言うところ保護者の9割以上は善良な人。相手が9割以上は善良な人。相手が9割以上は善良な人。相手が9割以上は善良な人。」

「苦情を言うところ保護者の9割以上は善良な人。相手が9割以上は善良な人。相手が9割以上は善良な人。相手が9割以上は善良な人。」

「苦情を言うところ保護者の9割以上は善良な人。相手が9割以上は善良な人。相手が9割以上は善良な人。相手が9割以上は善良な人。」

(出典：平成24年6月27日 大分合同新聞より)

県教委所屬事件を踏まえた教育改革の一環として、県教委が2010年度採用試験から導入した小・中学校の民間人校長。民間の視点から、学校現場の問題点を指摘してもらったのが狙いで、3年目を迎えた本年度、計5人が小学校で奮闘している。教職員や教育委員会の在り方など、民間人校長の目にはさまざまな課題が映っている。

信念持ち教育を

奮闘する民間人校長

野金属加工メーカーからつけないで、という感じ。転身して2年目、中津市真もつと本音のぶつかり合い。坂小の仲矢長嗣校長(55)は「があつていい」と話す。「どんな社会をつくるか。校長はさまざまな場面、仲矢に、どんな教育をするのか。校長はさまざまな場面、仲矢」といふイメージを教職員が「分の思いを発信。「まず先持つことが必要」と感じた。生が変わろう」と教職員にという。教職員は「なれ合マンツーマンで語り掛けるいこの雰囲気もあった。「互などしているという。いを『先生』と呼び、あな。今春就任した佐伯市明治たを傷つけないから私も傷。小の小野達郎校長(54)は電

「まず先生が変わろう」と訴える真坂小の仲矢長嗣校長(55)と中津市三光



中津・真坂小 仲矢長嗣さん

なれ合いやめ本音で ニーズへの対応重視

佐伯・明治小 小野達郎さん

気工事会社の元副社長。教職員に「労働者としての権24人▽12年度、13人」と確利益意識は強いが、子どもに少してあり、多彩な人材確影響を与える職業に誇りを保が課題。2人は「信念を待つてほしい」と期待。「民持ち、どんな教育をしたい間では顧客第一。何が求めのか強い思いを持つ人が必らられているかを外して物は要。目指す教育を県教委は売れない。教育も「格だ」もつと生々しい言葉で語つとして、生徒や保護者の二てほしい」としている。

受験者を募集

教育委員会への提言もあ

小野校長は「研修会や研究会が多い。本当に必要民間人校長選考試験の受験かどつか精査して予算を捻者を募集している。応募届出すまでで、現場の人員め切りは20日(当日消印有を増やすべきだ」。仲矢校長も「教育委員会の職員は経験があり、来年4月1日学校現場に行く時間を増や時点で48〜59歳であることし、もっと実態に触れることなどが条件。問い合わせは教育人事課(☎097・506・5518)へ。

民間人校長の志願者数は



教職員に対し「おれもた影響を与える職業に誇りを持つてほしい」と話す。明治小の小野達郎校長。佐伯市赤左